



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次 規則

- ▽神戸市情報公開条例施行規則及び神戸市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 [市長室市民情報サービス課] 1077
- ▽神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会規則 [都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課] 1081

訓令 甲

- ▽神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令 [行財政局業務改革課] 1083

告示

- ▽土壌汚染対策法第11条第1項による「形質変更時要届出区域」の指定 [環境局環境保全課] 1093
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（上津台1丁目自治会） [企画調整局参画推進課] 1095
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（有瀬下自治会） [企画調整局参画推進課] 1095
- ▽須磨海岸を守り育てる条例適用区域の告示（平成29年4月28日神戸市告示第82号）の全部を改正する告示 [港湾局海岸防災課] 1096
- ▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等（農業集落排水処理施設使用料督促状） [行財政局業務改革課] 1099
- ▽神戸市中央卸売市場東部市場の青果物仲卸業者の使用に係る使用料等の収納事務等の委託 [経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場] 1099
- ▽神戸市中央卸売市場東部市場の水産物仲卸業者の使用に係る使用料等の収納事務の委託 [経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場] 1099
- ▽神戸市立あづま幼稚園園庭使用料の収納業務の委託 [教育委員会事務局学校支援部学校環境整備課] 1100

- ▽犬の登録手数料及び犬の鑑札再交付手数料並びに注射済票交付手数料及び注射済票再交付手数料徴収事務の委託 [健康局環境衛生課] 1100
- ▽生活保護法等による医療機関の指定 [福祉局保護課] 1100
- ▽生活保護法による指定医療機関の名称の変更 [福祉局保護課] 1101
- ▽生活保護法による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 1101
- ▽生活保護法等による指定医療機関の指定の辞退 [福祉局保護課] 1102
- ▽生活保護法による施術者の指定 [福祉局保護課] 1102
- ▽生活保護法による指定施術者の名称の変更 [福祉局保護課] 1103
- ▽生活保護法による指定施術者の事業の廃止 [福祉局保護課] 1103
- ▽生活保護法による指定介護機関の名称の変更 [福祉局保護課] 1104
- ▽生活保護法による指定介護機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 1106
- ▽生活保護法等による指定介護機関の指定の辞退 [福祉局保護課] 1107
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 糶台92号線） [建設局道路管理課] 1107
- ▽道路法による道路の区域決定及び供用開始（市道 御影山手17号線他） [建設局道路管理課] 1107
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 御影天神山2号線） [建設局道路管理課] 1108
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 大日第88号線他） [建設局道路管理課] 1108
- ▽道路法による道路の区域変更（市道 大橋10号線） [建設局道路管理課] 1109
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 大橋3号線他） [建設局道路管理課] 1109
- ▽道路法による道路の区域変更（市道 湊町線他） [建設局道路管理課] 1110
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 葺合方面第11号線他） [建設局道路管理課] 1111

▽放置自転車等の撤去及び保管
[建設局垂水建設事務所] 1111

公 告

▽制限付一般競争入札による契約の締結（無線 LAN アクセスポイント設置業務（小学校等図書室）その1委託）
[教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課] 1113

▽制限付一般競争入札による契約の締結（無線 LAN アクセスポイント設置業務（小学校等図書室）その2委託）
[教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課] 1115

▽神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更
[経済観光局農政計画課] 1116

▽入札による契約の締結（土地の売り払い、名谷駅前（西落合1丁目）民間住宅用地）
[都市局新都市管理課] 1117

▽建築基準法による建築協定の認可及びその縦覧（六甲アイランド CITY 向洋町中1丁目2番地区建築協定）
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1121

▽有料公園（相樂園）供用日の変更
[建設局公園部管理課] 1121

▽特定役務の調達手続による随意契約の相手方の決定（後期高齢者医療システム VDI 環境移行業務一式） [福祉局国保年金医療課] 1121

▽特定役務の調達手続による随意契約の相手方の決定（後期高齢者医療システムアプリケーション保守業務）
[福祉局国保年金医療課] 1122

▽神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1123

▽開発行為に関する工事の完了（東灘区住吉山手9丁目） [都市局都市計画課] 1123

▽有料公園施設（しあわせの森プール等）供用日及び供用時間の変更
[建設局公園部管理課] 1124

▽一般競争入札による契約の締結（神戸市あじさいネット事務局運営業務一式）
[企画調整局デジタル戦略部] 1124

水 道 局

▽水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程等の一部を改正する規程
[水道局経営企画課] 1129

▽水道局職員出勤簿等取扱規程
[水道局経営企画課] 1156

▽神戸市水道局分課規程等の一部を改正する規程 [水道局経営企画課] 1157

▽神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程 [水道局経営企画課] 1182

▽神戸市水道局電子署名規程の一部を改正する規程 [水道局経営企画課] 1187

交 通 局

▽神戸市交通局契約事務手続規程の一部を改正する規程 [交通局経営企画課] 1194

規 則

神戸市情報公開条例施行規則及び神戸市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月22日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第2号

神戸市情報公開条例施行規則及び神戸市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

（情報公開条例施行規則の一部改正）

第1条 神戸市情報公開条例施行規則（平成13年11月規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（交付に要する費用の負担）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 条例第18条第4項に規定する費用の額（同条第2項各号に規定する手数料を納付した者に係る費用の額を除く。）は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 文書、図画又は写真についての</p>	<p style="text-align: center;">（交付に要する費用の負担）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 条例第18条第4項に規定する費用の額（同条第2項各号に規定する手数料を納付した者に係る費用の額を除く。）は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 文書、図画又は写真についての</p>

写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該文書、図画又は写真を複写機により複写したもの（A3判までの大きさのものに限る。）

1枚（両面に複写された用紙を交付するときは、片面を1枚とする。）につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円

イ 当該文書、図画又は写真をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの光ディスク1枚につき100円に当該文書、図画又は写真1枚（両面に複写された用紙を交付するときは、片面を1枚とする。）ごとに10円を加えた額

(2) 第3条第4号に規定する交付

1枚（両面に出力された用紙を交付するときは、片面を1枚とする。）につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円

(3) [略]

写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該文書、図画又は写真を複写機により複写したもの（A3判までの大きさのものに限る。）

1枚につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円

イ 当該文書、図画又は写真をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの光ディスク1枚につき100円に当該文書、図画又は写真1枚ごとに10円を加えた額

(2) 第3条第4号に規定する交付

1枚につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円

(3) [略]

3 [略]	3 [略]
-------	-------

(個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市個人情報保護条例施行規則(平成10年3月規則第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(交付に要する費用の負担)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 条例第34条第2項に規定する費用の額は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 文書、図画又は写真についての写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 当該文書、図画又は写真を複写機により複写したもの(A3判までの大きさのものに限る。)</p> <p>1枚 <u>（両面に複写された用紙を交付するときは、片面を1枚とする。）</u>につき白黒のものに</p>	<p>(交付に要する費用の負担)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 条例第34条第2項に規定する費用の額は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 文書、図画又は写真についての写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 当該文書、図画又は写真を複写機により複写したもの(A3判までの大きさのものに限る。)</p> <p>1枚につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円</p>

あつては10円、カラーのものにあつては20円

イ 当該文書、図画又は写真をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの光ディスク1枚につき100円に当該文書、図画又は写真1枚（両面に複写された用紙を交付するときは、片面を1枚とする。）ごとに10円を加えた額

(2) 第7条第5項第4号に規定する交付1枚（両面に出力された用紙を交付するときは、片面を1枚とする。）につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円

(3) [略]

イ 当該文書、図画又は写真をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの光ディスク1枚につき100円に当該文書、図画又は写真1枚ごとに10円を加えた額

(2) 第7条第5項第4号に規定する交付1枚につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円

(3) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和4年4月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第3号

神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第2条の規定に基づき、神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第7条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第8条 委員会の会議は、公開しない。ただし、委員の発議により、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市局において処理する。

(施行細目の委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

訓 令 甲

訓令甲第1号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月22日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（副局長専決事項）</p> <p>第5条 [略]</p> <p style="text-align: center;">副局長共通専決事項 [略]</p> <p style="text-align: center;">行財政局副局長専決事項</p> <p>別表第2に定める行財政局副局長の決裁区分に属する事項に関すること（予備費の使用に関する事項を所掌する副局長に限る。）。</p>	<p style="text-align: center;">（副局長専決事項）</p> <p>第5条 [略]</p> <p style="text-align: center;">副局長共通専決事項 [略]</p> <p style="text-align: center;">行財政局副局長専決事項</p> <p>別表第2に定める行財政局副局長の決裁区分に属する事項に関すること（予備費の使用又は<u>契約事務手続規程（昭和39年5月訓令甲第6号）第</u></p>

都市局副局長専決事項、港湾局副局長専決事項 [略]

(課長、担当課長、課内室長及び課内所長の専決事項)

第7条 [略]

課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通専決事項～こども家庭局担当課長(家庭支援調整担当)専決事項 [略]

こども家庭局幼保振興課長専決事項

(1) 施設型給付費、地域型保育給付費等及び施設等利用費の支給に関すること。

(2) 国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に係る運営費の支出に関すること。

こども家庭局幼保事業課長専決事項

2条に規定する経理契約(以下「経理契約」という。)に関する事項を所掌する副局長に限る。)

都市局副局長専決事項、港湾局副局長専決事項 [略]

(課長、担当課長、課内室長及び課内所長の専決事項)

第7条 [略]

課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通専決事項～こども家庭局担当課長(家庭支援調整担当)専決事項 [略]

こども家庭局幼保事業課長専決事項

(1) 施設型給付費、地域型保育給付費等及び施設等利用費の支給に関すること。

(2) 国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に係る運営費

(1) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部長、北神区役所担当部長（総務・保健福祉担当）、区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部保健福祉課長、北神区役所保健福祉課長及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課長の専決事項に属するものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の変更に関すること。

(2)～(8) [略]

こども家庭局担当課長（保育所運営担当）専決事項～港湾局担当課長（設備担当）専決事項
[略]

の支出に関すること。

(3) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部長、北神区役所担当部長（総務・保健福祉担当）、区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部こども家庭支援課長、北神区役所こども家庭支援課長及び須磨区役所北須磨支所担当課長（こども家庭支援担当）の専決事項に属するものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の変更に関すること。

(4)～(10) [略]

こども家庭局担当課長（保育所運営担当）専決事項～港湾局担当課長（設備担当）専決事項
[略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合に締結

規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合に締結

附 則

この訓令は、令和4年5月1日から施行し、この訓令による改正後の第7条の規定は、同年4月1日から適用する。

告 示

神戸市告示第88号

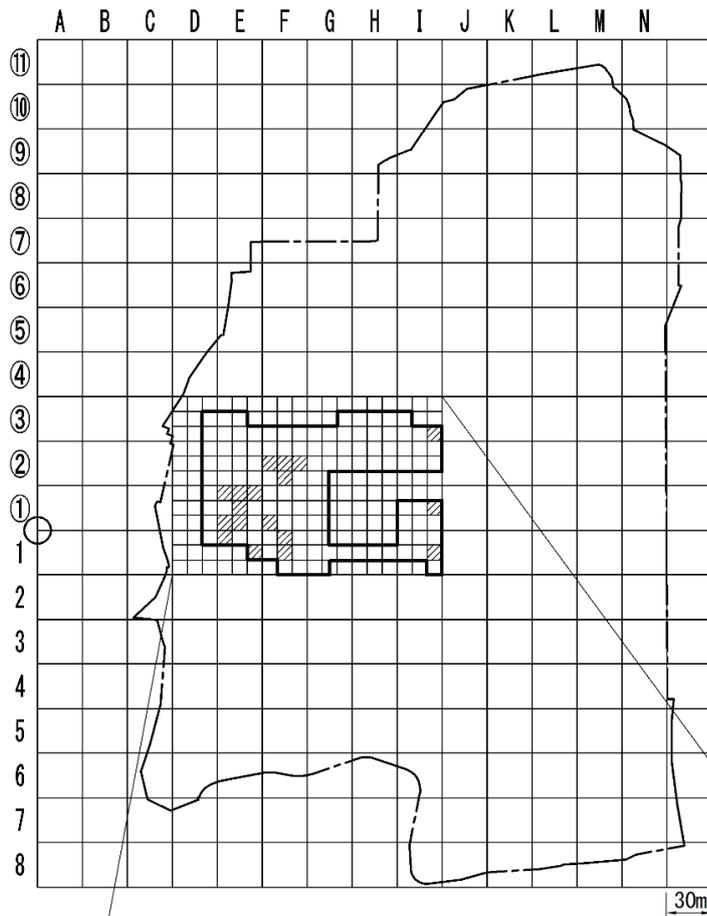
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和4年4月22日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
西区榎谷町松本字下谷234番1の一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

別図



<起点>
 起点は、神戸市西区榎谷町松本179番2の最北端から西へ8.0m、南へ16.2mの地点とする。
 (既往調査時の起点を使用)

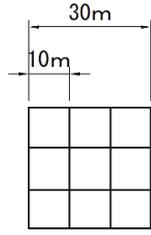
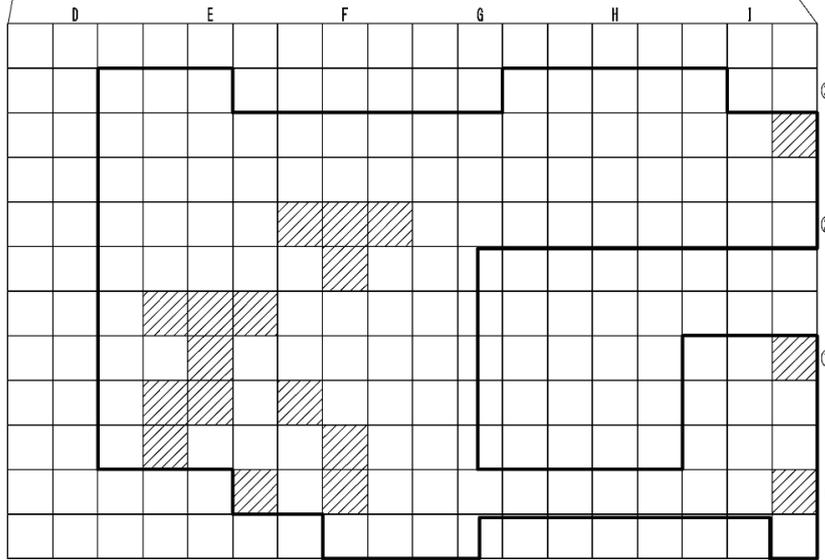
<格子の回転角度>
 $2^{\circ} 18' 55''$

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 起点
- 敷地境界線
- 対象範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域

30m格子図



10m格子図

神戸市告示第89号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月22日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

上津台1丁目自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区上津台1丁目9番4号

(3) 代表者の氏名

荒井 隆一

(4) 代表者の住所

神戸市北区上津台1丁目9番4号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市北区上津台1丁目14番21号」を「神戸市北区上津台1丁目9番4号」に改める。

(2) 代表者の氏名

「百枝 万里子」を「荒井 隆一」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市北区上津台1丁目14番21号」を「神戸市北区上津台1丁目9番4号」に改める。

3 変更の年月日

令和4年3月21日

神戸市告示第90号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月22日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

有瀬下自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の95

(3) 代表者の氏名

城 栄二

(4) 代表者の住所

神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の95

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の157」を「神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の95」に改める。

(2) 代表者の氏名

「河野 彰良」を「城 栄二」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の157」を「神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の95」に改める。

3 変更の年月日

令和4年3月20日

神戸市告示第91号

須磨海岸を守り育てる条例適用区域の告示（平成29年4月28日神戸市告示第82号）の全部を改正する。

須磨海岸を守り育てる条例施行規則（平成20年3月規則第63号）第2条の市長が告示した区域は、須磨海岸を守り育てる条例（平成20年3月条例第37号。以下「条例」という。）第2条の規定に係る区域にあつては別図1（条例適用区域図（条例第2条関係）、条例第24条の規定に係る区域にあつては別図2（航行禁止区域図（条例第24条関係））のとおりとする。この告示は、令和4年5月1日より施行する。その関係図面は、神戸市港湾局海岸防災課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

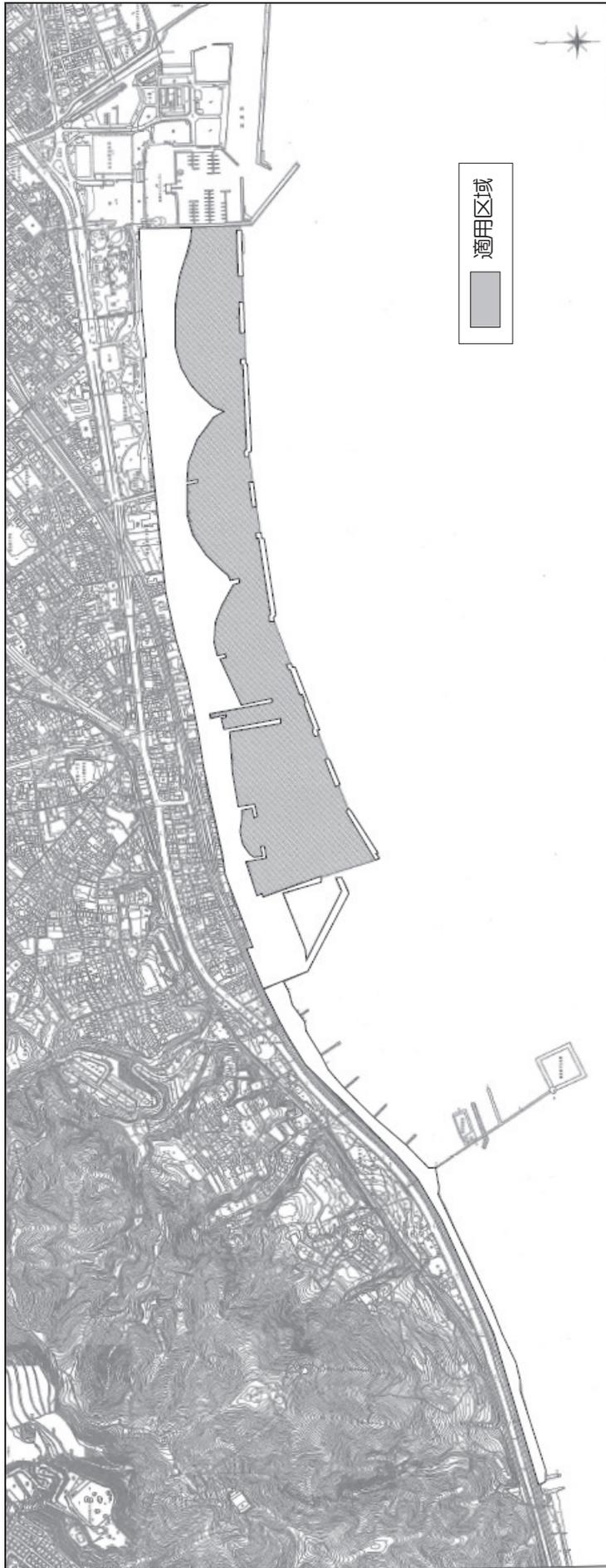
令和4年4月25日

神戸市長 久元喜造

別図1



別図2



神戸市告示第95号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月27日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様 式	書 体	
農業集落排水処理施設使用料督促状	市長の印	2	れい書	方15

神戸市告示第100号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市中央卸売市場東部市場の市場施設で青果物仲卸業者の使用に係るものの使用料等の収納事務等を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月17日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸市東灘区深江浜町1番地の1

神戸東部青果卸売協同組合

代表者 理事長 後藤 雅弘

2 委託年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第101号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市中央卸売市場東部市場の市場施設で水産物仲卸業者の使用に係るものの使用料等の収納事務等を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月17日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸市東灘区深江浜町1番地の1

神戸市東部水産物卸売協同組合
代表者 理事長 村上 義國

- 2 委託年月日
令和4年4月1日
-

神戸市告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市立あづま幼稚園園庭使用料の収納業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月17日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 委託契約の相手方の氏名及び住所
公益財団法人神戸市スポーツ協会
会長 澤松 忠幸
神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
- 2 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
-

神戸市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び犬の鑑札再交付手数料並びに狂犬病予防注射済票交付手数料及び注射済票再交付手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月17日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 受託者
神戸市中央区浜辺通4丁目1番23号
公益社団法人 神戸市獣医師会
会長 中島 克元
- 2 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
-

神戸市告示第104号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定に

より告示する。

令和4年5月17日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	指定年月日
うおざき駅前吾郷皮フ科	神戸市東灘区魚崎中町4丁目6番15号	令和4年4月1日
櫻ホーム西神診療所	神戸市西区月が丘1丁目41番12号	令和4年4月1日
おのえ歯科医院	神戸市東灘区本庄町1丁目13番17号	令和4年3月1日
訪問看護ステーションわっし い	神戸市中央区港島中町3丁目1番2号	令和4年4月1日
訪問看護ステーション 絆	神戸市西区竜が岡4丁目20番14号	令和4年4月1日

神戸市告示第105号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月17日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	変更年月日
(新) 神戸三宮ヨシダファミリー歯科・矯正歯科クリニック	神戸市中央区御幸通4丁目2番9号	令和5年4月1日
(旧) ヨシダ歯科・小児歯科クリニック		

神戸市告示第106号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月17日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
文生クリニック	神戸市垂水区名谷町字北野1923番地1	令和4年3月31日
よねだ歯科医院	神戸市中央区港島中町2丁目1番12号	令和4年4月1日

神戸市告示第107号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月17日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	辞退年月日
あおい薬局 兵庫店	神戸市兵庫区塚本通6丁目1番3号	令和4年2月28日

神戸市告示第108号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月17日

神戸市長 久元喜造

柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
須磨しん整骨院	大谷 晋平	神戸市須磨区北落合1丁目4番18号	令和4年3月22日

あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
まごころマッサージ院	藤崎 義成	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和4年4月1日

はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
神戸すみれ鍼灸治	隅田 睦男	神戸市中央区花隈町22番地2号	令和4年4月1日

療院 花隈院			
神戸すみれ鍼灸治療院 花隈院	泉 均	神戸市中央区花隈町22番地2号	令和4年4月1日
神戸すみれ鍼灸治療院 花隈院	HWANG JEONG UN	神戸市中央区花隈町22番地2号	令和4年4月1日

神戸市告示第109号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月17日

神戸市長 久元喜造

柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
(新) 株式会社T コーポレーション おおぞら整骨院	森本 泰弘	神戸市兵庫区東山町1丁目10番3号	令和4年1月1日
(旧) 株式会社T コーポレーション おおぞら鍼灸整骨院			

神戸市告示第110号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月17日

神戸市長 久元喜造

柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
株式会社Tコーポレーションおおぞら鍼灸整骨院	戸塚 善和	神戸市兵庫区東山町1丁目10番3号	平成28年5月31日
株式会社Tコーポレーションおおぞら鍼灸整骨院	中村 竜也	神戸市兵庫区東山町1丁目10番3号	平成28年3月31日
原野鍼灸接骨院	原野 章	神戸市中央区北長狭通7丁目1番10号	令和4年3月31日
パール整骨院	岡本 みどり	神戸市中央区山本通5丁目10番36号	令和4年4月4日

2 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
原野鍼灸接骨院	原野 章	神戸市中央区北長狭通7丁目1番10号	令和4年3月31日

神戸市告示第111号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月17日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新) 神戸三宮ヨシダファミリー歯科・矯正歯科クリニック (旧) ヨシダ歯科・小児歯科クリニック	神戸市中央区御幸通4丁目2番9号	吉田 利正	神戸市垂水区清玄町32番地6号	令和5年4月1日	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問

					リハビリテーション 介護予防通所 リハビリテーション 介護予防居宅 療養管理指導
あっとケアプランセンター	(新) 神戸市 灘区森後町2 丁目1番6号 (旧) 神戸市 東灘区御影山 手2丁目11番 9号	あっとケア株 式会社	神戸市灘区森後 町2丁目1番6 号	令和4年4 月1日	居宅介護支援
あっとケア	(新) 神戸市 灘区森後町2 丁目1番6号 (旧) 神戸市 東灘区御影山 手2丁目11番 9号	あっとケア株 式会社	神戸市灘区森後 町2丁目1番6 号	令和4年4 月1日	訪問介護 介護予防訪問 サービス 生活支援訪問 サービス
ケアセンター きずな	(新) 神戸市 灘区水道筋5 丁目1番3 (旧) 神戸市 灘区灘北通2 丁目3番19号	一般社団法人 きずな会	神戸市灘区灘北 通2丁目3番19 号	令和元年7 月12日	訪問介護 介護予防訪問 介護 居宅介護支援 介護予防訪問 サービス 生活支援訪問 サービス
山陽ケアセン ター神戸福祉 用具貸与事業 所	(新) 神戸市 中央区神若通 4丁目2番22 号 (旧) 神戸市 中央区神若通 4丁目2番15	有限会社山陽 メディカル	神戸市東灘区西 岡本2丁目26番 1号	令和元年6 月1日	福祉用具貸与 介護予防福祉 用具貸与 特定福祉用具 販売 特定介護予防 福祉用具販売

	号				
ケアステーション七彩	(新) 神戸市 中央区多聞通 2丁目4番4 号 (旧) 神戸市 須磨区妙法寺 字狐962番地	株式会社マリ ンブルー	神戸市中央区相 生町5丁目17番 6号	令和4年3 月1日	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問 サービス 生活支援訪問 サービス

神戸市告示第112号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月17日

神戸市長 久 元 喜 造

当該廃止にか かる介護事業 所の名称	当該廃止にか かる介護事業 所の所在地	介護事業者の 名称	介護事業者の主 たる事務所の所 在地	廃止年月日	サービス種類
文生クリニック	神戸市垂水区 名谷町字北野 1923番地の1	佐々木 文生	神戸市垂水区名 谷町1827番地の 1	令和4年3 月31日	訪問看護 訪 問リハビリテ ーション 居宅療養管理 指導 介護予 防訪問看護 介護予防訪問 リハビリテー ション 介護予防居宅 療養管理指導 居宅介護支援

神戸市告示第113号

次の指定介護機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条4項の指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和4年5月17日

神戸市長 久元喜造

当該辞退にかかる介護事業所の名称	当該辞退にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	辞退年月日	サービス種類
あおい薬局 兵庫店	神戸市兵庫区 塚本通6丁目 1番3号	株式会社ヘル スギルド	神戸市兵庫区塚 本通6丁目1番 3号	令和4年2 月28日	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導

神戸市告示第114号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年5月18日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年5月31日まで一般の縦覧に供する。

令和4年5月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	糀台92号線	神戸市西区糀台5丁目4番1 地先から	新	116.00	最大 13.00 最小 10.00
		神戸市西区糀台5丁目4番1 地先まで	旧	116.00	最大 10.20 最小 9.90

神戸市告示第115号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和4年5月18日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年5月31日まで一般の縦覧

に供する。

令和4年5月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	御影山手17号線	神戸市東灘区御影山手4丁目182番56地先から 神戸市東灘区御影山手4丁目182番33地先まで	251.20	6.00
市道	御影山手18号線	神戸市東灘区御影山手4丁目182番47地先から 神戸市東灘区御影山手4丁目182番69地先まで	11.00	4.00

神戸市告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年5月18日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年5月31日まで一般の縦覧に供する。

令和4年5月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	御影天神山2号線	神戸市東灘区御影山手4丁目182番18地先から 神戸市東灘区御影山手4丁目182番1地先まで	新	292.00	最大 8.20 最小 7.80
			旧	292.00	最大 7.70 最小 7.50

神戸市告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年5月18日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年5月31日まで一般の縦覧

に供する。

令和4年5月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	大日第88号線	神戸市長田区檜川町3丁目1番1地先から	新	22.00	最大 7.00 最小 5.00
		神戸市長田区檜川町3丁目1番1地先まで	旧	22.00	4.00
市道	車1号線	神戸市須磨区妙法寺字上ノ池722番6地先から	新	32.40	最大 22.60 最小 9.00
		神戸市須磨区車字吉六10番4番地先まで	旧	32.40	最大 8.80 最小 6.30

神戸市告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年5月31日まで一般の縦覧に供する。

令和4年5月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	大橋10号線	神戸市長田区日吉町1丁目1番地先から	新	77.60	最大 7.90 最小 7.80
		神戸市長田区日吉町2丁目1番2地先まで	旧		

神戸市告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年5月18日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年5月31日まで一般の縦覧

に供する。

令和4年5月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	大橋3号線	神戸市長田区日吉町1丁目1番地先から 神戸市長田区若松町7丁目12番3地先まで	新	105.50	最大 13.10 最小 12.90
			旧	105.50	最大 8.30 最小 8.10
市道	大橋5号線	神戸市長田区大橋町6丁目1番1地先から 神戸市長田区若松町7丁目1番地先まで	新	182.90	最大 13.30 最小 12.80
			旧	182.90	最大 8.50 最小 8.30

神戸市告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年5月31日まで一般の縦覧に供する。

令和4年5月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	湊町線	神戸市兵庫区東山町3丁目1番5地先から 神戸市兵庫区東山町3丁目1番8地先まで	新	56.00	最大 46.50 最小 33.50
			旧	56.00	最大 42.00 最小 23.00
市道	上沢熊野神社線	神戸市兵庫区東山町3丁目32番地先から 神戸市兵庫区東山町3丁目1番1地先まで	新	40.00	最大 21.60 最小 8.30
			旧	40.00	最大 10.80 最小 8.00

神戸市告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年5月18日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年5月31日まで一般の縦覧に供する。

令和4年5月17日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
市道	葺合方面第11号線	神戸市中央区神仙寺通1丁目76番27地先から	新	52.5	最大	5.00
		神戸市中央区神仙寺通1丁目76番1地先まで	旧	52.5	最大	2.90
市道	葺合方面第12号線	神戸市中央区神仙寺通1丁目76番15地先から	新	23.1	最大	5.10
		神戸市中央区神仙寺通1丁目76番1地先まで	旧	23.1	最大	4.30
					最小	2.50

神戸市告示第122号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月17日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示し

なければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 3台	令和4年4月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和4年4月6日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車3台 原動機付自転車2台	令和4年4月11日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車3台 原動機付自転車0台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車2台 原動機付自転車2台	令和4年4月15日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車0台 原動機付自転車1台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車1台 原動機付自転車2台	令和4年4月21日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車1台 原動機付自転車0台	令和4年4月26日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車1台 原動機付自転車0台		
	垂水区管内長期放置	自転車4台 原動機付自転車0台	令和4年4月26日	

公 告

神戸市公告第33号

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年4月27日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

委託名	無線LANアクセスポイント設置業務（小学校等図書室）その1委託
業務概要	神戸市立小学校等の図書室へのLAN整備及びネットワーク機器設置に係る設計・施工・工事監理業務
履行場所	神戸市立小学校78校
履行期限	令和4年8月31日

2 担当部局

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3
神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課
電話：078-984-0669 FAX:078-984-0670
E-mail edu-joho-all@office.city.kobe.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札価格により落札者を決定する制限付一般競争方式の入札案件である。
設計・施工・工事監理を、事業期間を通して一括して事業者へ委託する一括発注方式により実施する。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年度神戸市工事請負入札参加資格を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 本店を市内に有する者であること。
- (7) 建設業法第3条第1項の規定による電気工事業と電気通信工事業の許可を受けていること。
- (8) 建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「電気工事」と「電気通信工事」の総合評定点がそれぞれ500点以上であること。

5 入札に必要な書類を示す場所

2の担当部局

6 入札に参加する者に必要な資格の確認等

この入札に参加する者に必要な資格の確認の申請書の配布及び確認結果の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和4年4月27日(水)～令和4年5月17日(火) 紙書類を郵送で提出する場合は、令和4年5月16日(月)午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。 持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時
提出場所	2の担当部局

8 入札及び開札予定日時及び方法

日 時	令和4年5月25日(水)午後2時30分
提出場所	神戸市中央区東川崎町1丁目3-3 神戸市教育委員会事務局内またはその近隣施設
方 法	(1) 日時の詳細については、入札参加資格の確認とともに通知することとする。 入札の際の必要書類については持参により提出すること。 (2) 入札書を封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、「委託業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載し申請する。 (3) 開札については、入札参加者又はその代理人の立会の上、行うものとする。 なお、当入札では、入札価格が予定価格の制限の範囲内である場合に、最低入札価格を提示した入札者を落札者とする。

9 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第7条第2号の規定により免除します。

10 入札の無効

- (1) 神戸市契約規則第12条各号に該当するとき。
- (2) 一の入札参加者が同一の業務において複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいてに4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

神戸市公告第34号

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年4月27日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

委託名	無線LANアクセスポイント設置業務（小学校等図書室）その2委託
業務概要	神戸市立小学校等の図書室へのLAN整備及びネットワーク機器設置に係る設計・施工・工事監理業務
履行場所	神戸市立小学校85校、神戸市立中学校1校
履行期限	令和4年8月31日

2 担当部局

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3
神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課
電話：078-984-0669 FAX：078-984-0670
E-mail edu-joho-all@office.city.kobe.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札価格により落札者を決定する制限付一般競争方式の入札案件である。
設計・施工・工事監理を、事業期間を通して一括して事業者へ委託する一括発注方式により実施する。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年度神戸市工事請負入札参加資格を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 本店を市内に有する者であること。
- (7) 建設業法第3条第1項の規定による電気工事業と電気通信工事業の許可を受けていること。
- (8) 建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「電気工事」と「電気通信工事」の総合評定点がそれぞれ500点以上であること。

5 入札に必要な書類を示す場所

2の担当部局

6 入札に参加する者に必要な資格の確認等

この入札に参加する者に必要な資格の確認の申請書の配布及び確認結果の通知の方法並び

に当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和4年4月27日（水）～令和4年5月17日（火） 紙書類を郵送で提出する場合は、令和4年5月16日（月）午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。 持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時
提出場所	2の担当部局

8 入札及び開札予定日時及び方法

日 時	令和4年5月25日（水）午後3時30分
提出場所	神戸市中央区東川崎町1丁目3-3 神戸市教育委員会事務局内またはその近隣施設
方 法	(1) 日時の詳細については、入札参加資格の確認とともに通知することとする。 入札の際の必要書類については持参により提出すること。 (2) 入札書を封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、「委託業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載し申請する。 (3) 開札については、入札参加者又はその代理人の立会の上、行うものとする。 なお、当入札では、入札価格が予定価格の制限の範囲内である場合に、最低入札価格を提示した入札者を落札者とする。

9 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除します。

10 入札の無効

- (1) 神戸市契約規則第12条各号に該当するとき。
- (2) 一の入札参加者が同一の業務において複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいてに4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

神戸市公告第35号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項

において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	道場町塩田	島田	1505番のうち 別図の斜線部分	2,799㎡のうち 197.6㎡	農業用施設用地に 用途区分を変更する。

別図は省略する。

神戸市公告第36号

名谷駅前（西落合1丁目）において、分譲住宅及び賃貸住宅の用に供することを条件とした入札により土地を売却します。

令和4年4月28日

神戸市長 久元喜造

1 分譲場所

神戸市須磨区西落合1丁目1番1、1番3、1番4

2 分譲面積

5,036.62㎡

3 最低売却価額

1,620,000,000円（この金額未満の入札は無効）

4 土地利用条件

(1) 土地利用目的

- ① 150戸以上の分譲住宅（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）と50戸以上の賃貸住宅を自ら整備・運営すること。また、本件土地内に保育施設を設置すること。
- ② 土地譲渡契約締結後3年以内に建物を建設し、分譲及び賃貸住宅ともに入居可能な状態にすること。
- ③ 保育施設については以下の事項を遵守すること。
 - ア 児童福祉法第6条の3第10項に規定する「小規模保育事業」として、同法第34条の15第2項の規定による認可を要する施設とすること。
 - イ 近隣の既存施設との連携等により、上記アによる保育の提供終了後も、満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供できる施設とすること。
 - ウ 原則として令和7年4月に開園すること。
 - エ 当該事業年度にかかる国及び市予算の確保の状況によっては、内装改修費にかかる国庫補助等の対象となる可能性があります。

（参考：令和3年度実績）保育対策総合支援事業費補助金（厚生労働省）

対象経費内装改修費等（補助率3/4）補助金限度額：24,000千円

オ 本入札の落札者決定をもって上記認可保育施設にかかる認可等が自動的にされるものではなく、別途、保育施設の設置・運営事業者の認可申請が必要となります。各法令や本市条例に定める事業者資格、設備・運営基準等を満たしている場合において、神戸市こども家庭局は認可を前提に所要の手続きを進めるものとしますが、認可に至らなかった場合、落札を取り消すことがあります。この場合、本市は一切責任を負いません。

カ 本入札の申込み前に、神戸市こども家庭局幼保振興課施設調整担当（078-322-6848）と事前協議を行うこと。

- ④ 土地譲渡契約締結日の翌日から起算して10年間は、上記①から③で定める用途に供すること。また、11年目以降も同用途に供することを前提とするため、用途変更を前提とする事業計画は認められません。

(2) 土地譲渡契約に付する主な特約

① 公序良俗に反する使用の禁止

本件土地を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供することはできません。

② 風俗営業等の禁止

本件土地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業の用に供することはできません。

③ 本件土地を前記①②と同等類似と認められる用途に供することはできません。

④ 実地調査等

前記①②について、本市が必要であると判断した場合、実地調査等を行うため、譲受人は協力しなければなりません。

⑤ 権利義務の譲渡制限等

土地譲渡契約締結日から起算して10年間は、竣工後に住宅を分譲する場合の他は、土地及びその上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転はできません。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、本市の書面による承認を得た場合は、この限りではありません。その際には、上記(1)(2)の土地利用目的の制限や義務、禁止事項を書面により承継すること。

⑥ 契約の履行

土地譲渡契約に違反し、若しくは債務不履行等があったときは、違反等の内容に応じて、原則として、次の措置が適用されます。

ア 違約金の徴収（譲渡代金の10～30%）

違約金は、違反若しくは不履行がある都度、お支払いいただきます。

イ 損害賠償の請求

ウ 契約の解除

エ 買戻権の行使

契約条件に違反したときは、上記アの違約金の徴収に加え、本市が買戻しをすることができるものとします。

5 応募申込資格

次の各号の要件を全て満たしていること。

(1) 本実施要領及び関係法令等を遵守し、調和を持たせた計画を立案し、自ら事業者として、企画・建設・運営・管理を行う十分な資力、経営力、信用等及び技術を有する法人であること。直近の決算書において債務超過である場合には申込資格は認められません。なお、保育施設については、賃貸借による設置・経営も可とします。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団員等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）等でないこと。

※提出された法人情報を申込資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合がありますとともに、契約後上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、買戻権の行使、契約解除の対象になります。

(3) 以下の事項に該当しないこと。

① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立て、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではありません）。

② 本市における不動産の売り払いに係る契約手続きにおいて、次の事項のいずれかに該当すると本市が認めたときから2年を経過しない法人。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。

オ 本市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用しているとき。

③ 禁固以上の刑に処され、その施行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる法人。

④ 国税（法人税、消費税）、地方消費税及び本市が賦課する税について未納の税額がある企業。

⑤ 買い受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用に使用しようとする者。

⑥ 次の事項のいずれかに該当する者。

ア 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買い受け又は借り受けた者で、当

該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定め違反した者。

イ 上記アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。

ウ 上記ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。

(4) 申込み時点において、宅地建物取引業の免許を受けていること。

6 実施要領の配布期間、配布場所等

配布期間

令和4年4月28日（木）から令和4年5月18日（水）まで

（本市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(1) 配布場所及び問い合わせ先

都市局新都市管理課（三宮国際ビル9階）

電話番号078-595-6781

7 申込書類の受付

(1) 受付期間（事前の電話予約が必要）

令和4年7月1日（金）から令和4年7月7日（木）午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

都市局新都市管理課（三宮国際ビル9階）

(3) 入札参加者の決定及び入札必要書類の送付

提出書類が土地利用条件等と合致している応募参加者のみ入札参加を認めます。参加資格の決定結果は、書面により応募申込者に通知します。

8 入札保証金の納付について

入札に参加するには、事前に入札保証金額（81,000,000円）を納めていただく必要があります。

9 入札方法

(1) 入札書の記載

入札書に必要事項を記載し、実印を押印して下さい。

(2) 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札保証金の未納付があったとき。
- ② 応募申込資格の欠如があったとき。
- ③ 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- ④ 「入札保証金提出書」の提出がないとき。
- ⑤ 最低売却価格に達しない金額をもって入札したとき。
- ⑥ 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- ⑦ 「入札書」に記名及び押印がないとき。
- ⑧ 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。
- ⑨ 2通以上の「入札書」を提出したとき。
- ⑩ 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。

- ⑪ 入札者の資格のない者が入札したとき。
- ⑫ 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- ⑬ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
- ⑭ 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- ⑮ 上記①～⑭に掲げるものの他、特に指定した事項に違反したとき。

10 開札

(1) 開札の日時について

令和4年9月1日（木）午前10時より

(2) 落札者の決定

本市の最低売却価格（1,620,000,000円）以上の価格で、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

神戸市公告第37号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和4年4月28日

神戸市長 久元喜造

1 建築協定の名称

六甲アイランドCITY向洋町中1丁目2番地区建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市東灘区向洋町中1-2-1 他

神戸市公告第38号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第3項及び第4項の規定により、相楽園の、令和4年4月28日（木）、5月6日（金）、26日（木）を臨時開園する。

令和4年4月28日

市長 久元喜造

神戸市公告第41号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸

市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月17日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
後期高齢者医療システムVDI環境移行業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市福祉局国保年金医療課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社インテック
部長 宝田 久也
大阪市中央区久太郎町1-6-29
- 5 随意契約に係る契約金額
42,790,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
既に契約をした特定役務（以下「既締結特定役務」という。）につき、既締結特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既締結特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既締結特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。

神戸市公告第42号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月17日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
後期高齢者医療システムアプリケーション保守業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市福祉局国保年金医療課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 神戸支社
支社長 中田 洋介
神戸市中央区東町126番地

5 随意契約に係る契約金額

40,862,580円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に契約をした特定役務（以下「既締結特定役務」という。）につき、既締結特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既締結特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既締結特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。

神戸市公告第43号

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和4年5月17日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R 4-01号	令和4年 4月25日	神戸市須磨区行平町2丁目28番2 、29番、36番1、36番2、38番	34.85	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおりに

神戸市公告第44号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年5月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市東灘区住吉山手9丁目1878番109

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県西宮市松籟荘11番15号
株式会社ハウジングネットワーク
代表取締役 川島 柱賢

3 許可番号

令和2年3月6日 第7019号
(変更許可 令和4年3月31日 第1482号)

神戸市公告第45号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第3項及び第4項の規定により、しあわせの森のプール、トレーニング室、スタジオ、体育館の供用日及び供用時間を次のとおり変更する。

令和4年5月17日

神戸市長 久元喜造

1 プール

- (1) 令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）までの火曜日の午前9時から午後1時まで臨時供用する。ただし、令和4年4月から令和5年2月までの第3火曜日を除く。
- (2) 令和4年4月5日（火）、5月3日（火）、7月26日（火）、8月2日（火）、9日（火）、16日（火）、23日（火）、30日（火）、12月27日（火）、令和5年1月3日（火）、3月28日（火）の各日の午前9時から午後9時まで臨時供用する。

2 トレーニング室、スタジオ、体育館

令和4年4月5日（火）、5月3日（火）、7月26日（火）、8月2日（火）、9日（火）、16日（火）、23日（火）、30日（火）、12月27日（火）、令和5年1月3日（火）、3月28日（火）の各日の午前9時から午後9時まで臨時供用する。

神戸市公告第46号

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月17日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
神戸市あじさいネット事務局運営業務 一式
- (2) 履行場所
神戸市内事業所
- (3) 履行（契約）期間

契約締結日から令和10年9月30日まで

(4) 業務内容

業務内容の詳細については入札説明書等（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）を参照してください。

(5) 入札方式

紙による入札とします。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格は、以下の(1)から(7)までの要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 令和4年度及び令和5年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札参加資格確認申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 本社または本店もしくは主たる営業所を神戸市内に有すること。
- (5) 本業務の履行に際して、神戸市内に利用者の受付窓口を開設することができる者。本社・本店等の一部を受付窓口として活用することは構わないが、広く利用者が訪問できるよう開放された空間であること。
- (6) 都道府県、政令指定都市又は中核市において、施設予約システムの事務局運營業務又はこれと類似した業務（情報システムの活用を伴う窓口業務等）を通算して3年以上受託した実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

4 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和4年5月17日（火）から令和4年6月1日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館11階

神戸市企画調整局デジタル戦略部 内部事務システム担当（電話番号078-322-5076）

(3) 交付方法

無償で直接交付とします。事前に電話連絡をしてください。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

入札に参加しようとする者は入札説明書で定める入札参加資格審査申請を行うものとします。

(1) 提出期間

令和4年5月17日（火）から令和4年6月1日（月）まで（神戸市の休日を定める条例

(平成3年3月条例第28号) 第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館11階

神戸市企画調整局デジタル戦略部 内部事務システム担当(電話番号078-322-5076)

(3) 提出方法

事前に担当課に電話連絡のうえ、提出場所へ持参又は郵送・宅配してください。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法にて、上記期間内に必着のこと。

6 調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館11階

神戸市企画調整局デジタル戦略部 内部事務システム担当(電話番号078-322-5076)

7 入札書等の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出期間

令和4年6月7日(火)から令和4年6月28日(火)まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館11階

神戸市企画調整局デジタル戦略部 内部事務システム担当(電話番号078-322-5076)

(3) 提出方法

事前に担当課に電話連絡のうえ、提出場所へ持参又は郵送・宅配してください。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法にて、上記期間内に提出場所又は本市(本庁舎)に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課(文書担当)に必着のこと。提出内容の詳細は入札説明書によります。同一の事業者(関連事業者を含む。)が複数の提案をすることは認められません。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年6月29日(水)午後3時より

(2) 場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館11階 会議室

9 入札参加資格・入札説明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

ア 入札参加資格及び入札説明書及び調達仕様書等に関する質問

令和4年6月1日(水)午後5時まで

(2) 質問受付及び回答の方法

質問がある場合は、質問書により電子メールで提出してください。電話、来訪などによ

る口頭での質問は受け付けません。質問については、事業者が特定できる情報を除いた要旨とそれに対する本市の回答をその時点での応札予定者（入札説明書等を受け取った者または入札参加資格審査申請を行った者）全員に一斉回答します。質問受付締切り後は、調達仕様書の内容その他入札に影響を与える質問には一切回答しません。また、本市の回答は入札説明書等を補足する効力を持つものとしします。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市が指定した様式以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記載したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

なお、本市により入札に参加する者に必要な資格があることを確認された者であっても、落札者の決定から契約締結までの間において神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置若しくは取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を受けている者等、第2項に掲げる資格のない者に該当した入札は無効とします。

11 落札者決定基準

入札金額の総額が、最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。ただし、以下調査や基準に従うものとしします。

(1) 低入札価格調査

入札額が基準価格（入札上限価格の3分の2を下らない範囲内で本市が定める価格）を下回っているときは、神戸市低入札価格調査手続要綱（平成8年1月22日市長決定 最終改正平成22年1月1日）に基づき調査を行い、履行に支障がないと認められた場合に限り落札候補者とする。

(2) 落札者の決定基準

ア 入札金額が、本市が定める予定価格の範囲内の入札者のうち、一番安いものを落札者とします。

イ 最低の価格を入札した者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本市の職員にくじを引かせて落札者を決定します。

12 調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

水道局

水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年4月1日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

神戸市水道管理規程第1号

水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程等の一部を改正する規程
(水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部改正)

第1条 水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(昭和33年3月水道管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(目的) 第1条 水道局に勤務する職員で常時勤務を要するもの並びに短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項の規定により採用された職員)をいう。以下同じ。)、育児短時間勤務職員等(地方公務員の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間	(目的) 第1条 水道局に勤務する職員で常時勤務を要するもの並びに短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項の規定により採用された職員)及び育児短時間勤務職員(地方公務員の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた

勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇に関しては、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

（1週間の勤務時間等）

第2条 前条に規定する職員（以下「職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について38時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては15時間30分から31時間までの範囲内、任期付短時間勤務職員にあっては30時間、育児短時間勤務職員等の勤務時間にあっては、1週間について、19時間30分、20時間、23時間15分、23時間45分のいずれかのうち、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるものとする。ただし、特別の形態によって勤務する必要のある職員（短時間勤務職員を除く。以下「特別勤務職員」という。）

職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。））をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇に関しては、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

（勤務時間）

第2条 前条に規定する職員（以下「職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について38時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては15時間30分から31時間までの範囲内、任期付短時間勤務職員にあっては30時間、育児短時間勤務職員の勤務時間にあっては、1週間について、19時間30分、20時間、23時間15分、23時間45分のいずれかのうち、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるものとする。ただし、特別の形態によって勤務する必要のある再任用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり15時間30分から31

は、1週間当たり38時間45分とする。

2 勤務時間及び休憩時間の割振り
は、次の各号に掲げる職員の区分に
応じ、それぞれ当該各号に定める通
りとする。

(1) 次号から第5号までに掲げる職
員以外の職員については、勤務時
間を月曜日から金曜日までの午前
8時45分から午後5時30分までと
し、休憩時間を1時間とする。

(2) 特別勤務職員については、職員
の区分に応じ、それぞれ別表第1
に定めるとおりとする。

(3) 再任用短時間勤務職員（勤務時
間が休憩時間を除き1週間につい
て31時間である者に限る。）につ

時間までの範囲内とし、特別の形態
によって勤務する必要がある任期付
短時間勤務職員の勤務時間は、1週
間当たり30時間とし、特別の形態に
よって勤務する必要がある育児短時
間勤務職員の勤務時間は1週間当た
り19時間30分、20時間、23時間15分、
23時間45分のいずれかのうち、管理
者が定めるものとする。）とする。
ただし、労働基準法（昭和22年4月
法律第49号。以下「労基法」という。）
第41条第3号に該当する者について
は、この限りでない。

2 勤務時間の割振りは、次の通りと
する。ただし、再任用短時間勤務職
員及び任期付短時間勤務職員につい
ては別に定める。

いては、勤務時間を月曜日から金曜日まで(これらの日のうちで週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)に該当する日を除く。)の午前8時45分から午後5時30分までとし、休憩時間を1時間とする。

(4) 再任用短時間勤務職員(前号に掲げる職員を除く。)及び任期付短時間勤務職員については、別表第2のとおりとする。

(5) 育児短時間勤務職員等については、別表第3のとおりとする。

職員の区分	始業時刻	終業時刻	
甲 「乙」、「丙」欄該当者以外の者	午前8時45分	午後5時30分	
乙 貯水場、浄水場及び配水場において水せん操作、水量観測	直番	午後5時30分	翌日午前8時45分
	非番	—	—
	直番	午前8時45分	午後5時30分
	普通	甲欄と同じ	

等の職務を行う隔勤の作業手	番	
丙 前項に規定する育児短時間勤務職員等	1	月曜日から金曜日までの日における午前8時45分から午後5時30分まで（以下この表において「標準時間」という。）のうち4時間ずつ
右の表に定める勤務時間のうち管理者が指定するもの	2	月曜日から金曜日までの日における標準時間のうち4時間45分ずつ
右の表に定める勤務時間のうち管理者が指定するもの	3	週休日（次に掲げる日という。）以外の3日における標準時間 (1) 土曜日及び日曜日 (2) 月曜日から金曜日までのうち2日
右の表に定める勤務時間のうち管理者が指定するもの	4	週休日（次に掲げる日という。）以外の3日のうち、2日における標準時間及び1日における標準時間のうち4時間 (1) 土曜日及び日曜日 (2) 月曜日から金曜日までのうち2日

3 前項の規定にかかわらず、職員からの申し出を受け、所属長又は担当課長（以下「所属長等」という。）が公務に支障がないと認めるときは、当該職員の休憩時間を午前11時30分から午後0時30分まで、午後0時から午後1時まで、午後0時30分から午後1時30分まで又は午後1時から午後2時までのいずれかの時間に設けることができる。

4 前2項の規定にかかわらず、勤務条件の特殊性により前2項の規定による休憩時間を設けることができない場合においては、所属長等は、管理者の承認を得て別の定めをすることができる。

5 所属長等が、前2項の規定に基づき、職員の休憩時間を第2項各号に規定する時間以外の時間に設けたときは、当該職員は、電子情報処理組織（所属長等の使用に係る電子計算機と職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、職員の出退勤、休暇その他の勤務の状況に係る情報の記録及び管理の用に供するものをいう。以下この項において同じ。）において申請することのできない時

間帯に係る休暇を取得することができない。電子情報処理組織を用いることのできない所属に属する職員の休暇の取得についても同様とする。

6 業務上の都合により第2項の規定によることが困難である場合は、始業及び終業の時刻を別に定めることができる。

(週休日)

第2条の2 日曜日及び土曜日（浄水統括事務所、上ヶ原浄水事務所及び千苅浄水事務所に勤務する特別勤務職員にあつては、別表第1で定める日数であつて所属長等が定める日、短時間勤務職員にあつては、日曜日及び土曜日並びにこれらの日以外の日において各勤務場所の実情に応じて管理者が定める日）は、週休日とする。

2 [略]

(職員の申告に基づく勤務時間の割振り)

第2条の3 管理者は、始業及び終業の時刻について職員の申告（以下「申告」という。）を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第2条の規定にかかわらず、職

3 業務上の都合により前項の規定によることが困難である場合は、始業及び終業の時刻を別に定めることができる。

(週休日)

第2条の2 日曜日及び土曜日（短時間勤務職員にあつては、日曜日及び土曜日並びにこれらの日以外の日において各勤務場所の実情に応じて管理者が定める日）は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、前条第2項の表中、乙の項に該当する職員の勤務区分は、所属長がこれを指定する。

2 [略]

(職員の申告に基づく勤務時間の割振り)

第2条の3 管理者は、職員（管理者が別に定める職員及び第2条第2項の表中乙の項又は丙の項に該当する職員を除く。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告（以下「申告」という。）を考慮して当

員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として管理者が定める期間（以下「単位期間」という。）ごとの期間につき第2条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

2～6 [略]

（休憩時間及び育児時間）

第3条 管理者は、勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第2条の規定にかかわらず、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として管理者が定める期間（以下「単位期間」という。）ごとの期間につき第2条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

2～6 [略]

（休憩時間及び育児時間）

第3条 休憩時間は、正午から1時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、職員からの申し出を受け、所属長又は担当課長（以下「所属長等」という。）が公務に支障がないと認めるときは、当該職員の休憩時間を午前11時30分から午後0時30分まで、午後0時から午後1時、午後0時30分から午後1時30分まで又は午後1時から午後2時までのいずれかの時間に設けることができる。

2 [略]

(休暇)

第6条 [略]

2 休暇は、1日を単位として与える。
ただし、次に掲げる休暇については、
それぞれ当該各号に定める日、時間

3 勤務条件の特殊性により必要がある場合は、前2項の規定にかかわらず、その休憩時間については、所属長は、管理者の承認を得て別に定めることができる。

4 [略]

5 所属長等が、第2項又は第3項の規定に基づき、職員の休憩時間を第1項に規定する時間以外の時間に設けたときは、当該職員は、電子情報処理組織（所属長等の使用に係る電子計算機と職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、職員の出退勤、休暇その他の勤務の状況に係る情報の記録及び管理の用に供するものをいう。以下この項において同じ。）において申請することのできない時間帯に係る休暇を取得することができない。電子情報処理組織を用いることのできない所属に属する職員の休暇の取得についても同様とする。

(休暇)

第6条 [略]

2 休暇は、1日を単位として与える。
ただし、次に掲げる休暇については、
それぞれ当該各号に定める日、時間

又は分を単位として与えることができる。

(1) 年次有給休暇、特別休暇のうち
出生サポート休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇
1日、半日、1時間又は45分

(2)、(3) [略]

3 前項ただし書の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分未満の者については、休暇は、年次有給休暇、特別休暇のうち出生サポート休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇については、1日、1時間又は45分（1日の勤務時間が4時間45分未満の者については、1日又は1時間）、特別休暇のうち出生サポート休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇を除いたものについては1日、介護時間については15分を単位として与える。

4、5 [略]

（年次有給休暇）

第8条 [略]

2～4 [略]

5 短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、前4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応

又は分を単位として与えることができる。

(1) 年次有給休暇、特別休暇のうち
子の看護休暇及び短期の介護休暇
並びに介護休暇 1日、半日、1時間又は45分

(2)、(3) [略]

3 前項ただし書の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分未満の者については、休暇は、年次有給休暇、特別休暇のうち子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇については、1日、1時間又は45分（1日の勤務時間が4時間45分未満の者については、1日又は1時間）、子の看護休暇及び短期の介護休暇以外の特別休暇については1日、介護時間については15分を単位として与える。

4、5 [略]

（年次有給休暇）

第8条 [略]

2～4 [略]

5 短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、前4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応

じ、当該各号に定める日数とする。
 ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) [略]

(2) 育児短時間勤務職員等のうち第2条第1項により管理者が定める勤務時間が19時間30分である職員
 1年度につき11日

6 前5項の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち第2項各号のいずれかに該当する職員の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) [略]

(2) 育児短時間勤務職員等のうち第2条第1項により管理者が定める勤務時間が19時間30分である職員
 第2項の規定による年次有給休暇の日数に19時間30分を38時間45分で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

7～11 [略]

（特別休暇）

じ、当該各号に定める日数とする。
 ただし、その日数が労基法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) [略]

(2) 育児短時間勤務職員のうち第2条第1項により管理者が定める勤務時間が19時間30分である職員
 1年度につき11日

6 前5項の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち第2項各号のいずれかに該当する職員の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) [略]

(2) 育児短時間勤務職員のうち第2条第1項により管理者が定める勤務時間が19時間30分である職員
 第2項の規定による年次有給休暇の日数に19時間30分を38時間45分で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

7～11 [略]

（特別休暇）

第9条 [略]

2 前項の特別休暇は、生理休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。

3 [略]

(出生サポート休暇)

第11条 職員が不妊治療に係る通院等

のため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により一の年度につき5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の出生サポート休暇を与える。

第9条 [略]

2 前項の特別休暇は、生理休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。

3 [略]

第11条 削除

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

改正後

別表第1 (第2条関係)

特別勤務職員 勤務場所	職種名等	勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間	週休日	備考
浄水統括 事務所、上 ヶ原浄水 事務所及 び千苅浄 水事務所	行政技術 及び作業 手	(1)	午前8時 45分から 午後5時 30分まで	1時間	5週間 を通じ 10日	交替勤務
		(2)	午後4時 45分から 翌日午前 9時15分 まで	1時間		

備考

勤務時間の区分は、各勤務場所の実情及び各職員の勤務時間に応じて所属長等が指定する。

別表第2 (第2条関係)

対象職員	勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間
全ての職員 (第2 条第2項第4号に 掲げる者に限る。)	(1)	月曜日から金曜日までの午前8時45分 から午後3時45分まで(任期付短時間 勤務職員にあつては、これらの日のう ちで週休日に該当する日を除く。以下 この表において同じ。)	1時間
	(2)	月曜日から金曜日までの午前9時30分 から午後4時30分まで	
	(3)	月曜日から金曜日までの午前10時30 分から午後5時30分まで	

備考

勤務時間の区分は、この表に定める区分のうちから管理者が指定する。

別表第3（第2条関係）

対象職員	勤務時間の区分	勤務時間
全ての職員（第2条第2項第5号に掲げる者に限る。）	1	月曜日から金曜日までの日における標準時間のうち4時間ずつ
	2	月曜日から金曜日までの日における標準時間のうち4時間45分ずつ
	3	週休日（次に掲げる日をいう。）以外の3日における標準時間 (1) 土曜日及び日曜日 (2) 月曜日から金曜日までのうち2日
	4	週休日（次に掲げる日をいう。）以外の3日のうち、2日における標準時間及び1日における標準時間のうち4時間 (1) 土曜日及び日曜日 (2) 月曜日から金曜日までのうち2日
	5	週休日（次のいずれかに掲げる日をいう。）以外の日の標準時間のうちの時間であって、1週間当たり19時間30分、20時間、23時間15分又は23時間45分 (1) 4週間ごとの期間につき8日以上の日 (2) 4週間ごとの期間につき4日以上の日
備考		1 勤務時間の区分は、この表に定める区分のうちから管理者が指定する。 2 この表において「標準時間」とは、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時30分までとする。なお、「標準時間」の全部を勤務時間とする日は、「休憩時間」を1時間とする。

(水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和2年3月水道管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休暇の単位)</p> <p>第9条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。</p> <p>(1) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち<u>出生サポート休暇</u>、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、半日、1時間又は45分</p> <p>(2) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち<u>出生サポート休暇</u>、子の看護休暇及</p>	<p>(休暇の単位)</p> <p>第9条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。</p> <p>(1) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、半日、1時間又は45分</p> <p>(2) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち子の看護休暇及び短期の介護休暇</p>

び短期の介護休暇並びに介護休暇
1日、1時間又は45分

(3) 勤務日1日あたりの勤務時間が
7時間45分の会計年度任用職員の
特別休暇のうち出産補助休暇、育
児参加休暇及び夏季休暇 1日又
は半日

(4)、(5) [略]

2 [略]

(特別休暇)

第12条 特別休暇は、生理休暇、出生
サポート休暇、産前休暇、産後休暇、
妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児
参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、夏
季休暇、子の看護休暇及び短期の介
護休暇とする。

2 [略]

(出生サポート休暇)

第13条の2 勤務時間規程第11条の規
定は、会計年度任用職員（1週間の
勤務日が3日以上とされている者又
は週以外の期間によって勤務日が定
められている者で1年間の勤務日が
121日以上であるものであって、6月
以上の任期が定められているもの又
は継続勤務期間が6月以上あるもの
に限る。第16条の2、第16条の3、
第20条及び第21条において同じ。）

並びに介護休暇 1日、1時間又は
45分

(3) 勤務日1日あたりの勤務時間が
7時間45分の会計年度任用職員の
夏季休暇 1日又は半日

(4)、(5) [略]

2 [略]

(特別休暇)

第12条 特別休暇は、生理休暇、産前
休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、結
婚休暇、忌服休暇、夏季休暇、子の
看護休暇及び短期の介護休暇とす
る。

2 [略]

の出生サポート休暇について準用する。

(出産補助休暇)

第16条の2 勤務時間規程第12条の3の規定は、会計年度任用職員の出産補助休暇について準用する。

(育児参加休暇)

第16条の3 育児参加休暇は男性の会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する男性の会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、
願い出により与え、その日数は週休日及び会計年度任用職員の休日を除き、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1年間の勤務日の日数に応じて、
別表第3のとおりとする。

(結婚休暇)

第17条 結婚休暇は会計年度任用職員が結婚するときに、願い出た場合に与え、その日数は週休日及び会計年度任用職員の休日を除き、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1年間の勤務日の日数に応じて、別表第4のとおりとする。

(夏季休暇)

第19条 夏季休暇は、6月1日から8月1日までの間に在職する会計年度任用職員のうち、6月以上の任期が定められている者又は任期が6月未満であって、8月1日までに継続勤務期間が6月以上となるものが6月1日から9月30日までの間において願い出た場合に与え、その日数は、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については1週間の勤務日の日数に、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については1年間の勤務日の日数に、6月以上の任期が定められている会計年度任用職

(結婚休暇)

第17条 結婚休暇は会計年度任用職員が結婚するときに、願い出た場合に与え、その日数は週休日及び会計年度任用職員の休日を除き、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については、1年間の勤務日の日数に応じて、別表第3のとおりとする。

(夏季休暇)

第19条 夏季休暇は、6月1日から8月1日までの間に在職する会計年度任用職員のうち、6月以上の任期が定められている者又は任期が6月未満であって、8月1日までに継続勤務期間が6月以上となるものが6月1日から9月30日までの間において願い出た場合に与え、その日数は、週の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については1週間の勤務日の日数に、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員については1年間の勤務日の日数に、6月以上の任期が定められている会計年度任用職

員については採用された日（休職中の者にあつては、復職した日）に、任期が6月未満であつて、継続勤務期間が6月以上の会計年度任用職員については継続勤務期間が6月以上となる日（当該日に休職中の者にあつては、復職した日）に応じて、別表第5のとおりとする。

2 [略]

（子の看護休暇）

第20条 勤務時間規程第16条の4の規定は、会計年度任用職員の子の看護休暇について準用する。

（短期の介護休暇）

第21条 勤務時間規程第16条の5の規定は、会計年度任用職員の子の短期の介護休暇について準用する。

員については採用された日（休職中の者にあつては、復職した日）に、任期が6月未満であつて、継続勤務期間が6月以上の会計年度任用職員については継続勤務期間が6月以上となる日（当該日に休職中の者にあつては、復職した日）に応じて、別表第4のとおりとする。

2 [略]

（子の看護休暇）

第20条 勤務時間規程第16条の4の規定は、会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、継続勤務期間が6月以上あるものに限る。）の子の看護休暇について準用する。

（短期の介護休暇）

第21条 勤務時間規程第16条の5の規定は、会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、継続勤務期間が6月以上あるものに限る。）の短期の介護休暇について準

(介護休暇)

第22条 勤務時間規程第16条の6の規定は、会計年度任用職員（勤務時間規程第16条の6第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、かつ、当該申出において、勤務時間規程第16条の6第5項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、勤務時間規程第16条の6第1項及び第11項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

(介護時間)

第23条 勤務時間規程第16条の7の規定は、会計年度任用職員（初めて勤務時間規程第16条の7第1項の休暇

用する。

(介護休暇)

第22条 勤務時間規程第16条の6の規定は、会計年度任用職員（勤務時間規程第16条の6第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、継続勤務期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、勤務時間規程第16条の6第5項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、勤務時間規程第16条の6第1項及び第11項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

(介護時間)

第23条 勤務時間規程第16条の7の規定は、会計年度任用職員（初めて勤務時間規程第16条の7第1項の休暇

の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間以上である勤務日があるものに限る。)の介護時間について準用する。この場合において、勤務時間規程第16条の7第2項中「2時間」とあるのは「2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)」と読み替えるものとする。

の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間以上である勤務日があるものであって、継続勤務期間が1年以上であるものに限る。)の介護時間について準用する。この場合において、勤務時間規程第16条の7第2項中「2時間」とあるのは「2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)」と読み替えるものとする。

別表第3 (第16条の3関係)

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで
付与日数	5日	4日	3日

別表第4 (第17条関係) [略]

別表第5 (第19条関係) [略]

別表第3 (第17条関係) [略]

別表第4 (第19条関係) [略]

(水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 神戸市水道局企業職員の給与に関する規程(昭和31年11月水道管理規程

第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与からの控除)</p> <p>第23条 次に掲げるものについては、給与から控除することができる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 公舎料</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p>別表第1 企業一般職給料表（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考</p> <p><u>1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。</u></p> <p><u>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（再任用職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。</u></p>	<p>(給与からの控除)</p> <p>第23条 次に掲げるものについては、給与から控除することができる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p>別表第1 企業一般職給料表（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考 <u>この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。</u></p>

第7条 会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 勤務時間規程第13条の2から第15条及び第16条の2から第19条までに規定する休暇である場合

(4) [略]

2～4 [略]

第7条 会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 勤務時間規程第17条から第19条に規定する休暇である場合

(4) [略]

2～4 [略]

(水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第5条 神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程(平成4年4月水道管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児休業の承認の請求)</p> <p>第2条 育児休業の承認の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書により行うものとする。</p>	<p>(育児休業の承認の請求)</p> <p>第2条 育児休業の承認の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書により行うものとする。</p>

<p>(1) 請求者の所属、職名、職種名及び氏名</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員)</p> <p>第2条の2 条例第2条第4号ア(イ)の任命権者が定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2 条例第15条第2号の任命権者が定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>	<p>(1) 請求者の所属、<u>所属コード</u>、職名、職種名、<u>職員番号</u>及び氏名</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員)</p> <p>第2条の2 条例第2条第4号ア(ウ)の任命権者が定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2 条例第15条第2号イの任命権者が定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>
---	---

(水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第6条 神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(令和3年3月水道管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(<u>号給の切替えに伴う退職手当</u>に関</p>	<p>附 則</p> <p>(退職手当に関する経過措置)</p>

する経過措置)

第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。

第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者が施行日の前日に受けていた給料月額に満たないときは、施行日の前日に受けていた給料月額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

水道局職員出勤簿等取扱規程をここに公布する。

令和4年4月1日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第2号

水道局職員出勤簿等取扱規程

水道局職員出勤簿等取扱規程(昭和33年12月水道管理規程第13号)の全部を改正する。

水道局に勤務する職員(常時勤務を要する者並びに再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項の規定により任用された職員をいう。)、育児短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)をいう。)、任期付短時間勤務職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により任用された職員をいう。)及び会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)をいう。)の出勤の管理に関しては、神戸市職員出勤簿等取扱規程(平成18年3月訓令甲第18号)の規定(第1条及び第2条第1号を除く。)を準用する。この場合において、「神戸市長の権限に属する事務の専決規程(平成31年3月訓令甲第7号)別表第1、別表第3及び別表第5」は「水道局副局長等専決規程(昭和35年7月水道管理規程第10号)別表第1」と、「行財政局人事課長」は「業務改革担当課長」と、「行財政局長」は「水道事業管理者」と、「神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月条例第31号)第7条」は「水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(昭和33年3月水道管理規程第12号)第2条の5」と読み替えるものとする。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

神戸市水道局分課規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年4月15日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

神戸市水道管理規程第3号

神戸市水道局分課規程等の一部を改正する規程

(水道局分課規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局分課規程(平成24年3月水道管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分課)</p> <p>第2条 水道局に次の課を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">経営企画課</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>営業課</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>技術企画課</u></p> <p style="padding-left: 40px;">配水課</p> <p>2、3 [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第7条 第2条第1項の組織の分掌事</p>	<p>(分課)</p> <p>第2条 水道局に次の課を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">経営企画課</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>政策調整課</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>施設課</u></p> <p style="padding-left: 40px;">配水課</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>営業課</u></p> <p>2、3 [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第7条 第2条第1項の組織の分掌事</p>

務は、次のとおりとする。

経営企画課

- (1) [略]
- (2) 局の経営の基本、経営戦略の推進に係る総合調整及び進行管理に関すること。
- (3) [略]
- (4) 料金制度の調査及び研究に関すること。
- (5) 各種統計の調査及び改善に関すること。
- (6) 水資源施策及び水利権の基本に関すること。
- (7)～(16) [略]
- (17) 人材育成及び研修体制に関すること。(技術企画課の所管に属するものを除く。)
- (18)～(20) [略]
- (21) 車両の保険及び整備の指導に関すること。

営業課

- (1) お客さまサービスの向上策の企画及び推進に関すること。
- (2) 営業に関する調査・指導及び業務改善に関すること。
- (3) 営業に関するシステムに関すること。

務は、次のとおりとする。

経営企画課

- (1) [略]
- (2) 局の経営戦略の推進に係る総合調整及び進行管理に関すること。
- (3) [略]
- (4)～(13) [略]
- (14) 人材育成及び研修体制に関すること。
- (15)～(17) [略]

(4) 水道料金その他収入金の徴収及び還付（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(5) 使用水量の査定及び調査に関すること。

技術企画課

(1)～(3) [略]

(4) 人材育成、技術・技能継承及び研修体制に関すること。（経営企画課の所管に属するものを除く。）

(5)、(6) [略]

(7) 危機管理体制（事業継続計画、訓練、災害時協定を含む）に係る企画及び調整に関すること。

(8) 導、送、貯、浄、配、工業用水施設（他の所管に属する施設を除く。）の維持、改良工事に関すること。

(9) 土木積算に関する連絡及び調整

政策調整課

(1) 経営の基本に関すること。

(2) 水資源施策及び水利権の基本に関すること。

(3) 料金制度の調査及び研究に関すること。

(4) 各種統計の研究、指導及び改善に関すること。

(5)～(7) [略]

(8)、(9) [略]

に関する事。 (他の所管に属するものを除く。)

(10) 水量統計に関する事。 (他の所管に属するものを除く。)

配水課

(1) 導、送水管 (他の所管に属する

施設課

(1) 導、送、貯、浄、配水施設 (他の所管に属する管を除く。) の維持、改良工事に関する事。

(2) 浄水の技術的調査に関する事。

(3) 水量調整及び統計に関する事。 (他の所管に属するものを除く。)

(4) 特殊構造物の調査、研究、構造解析、設計及び検査に関する事。

(5) 構造設計の改善に関する事。

(6) 土木積算に関する連絡及び調整に関する事。 (他の所管に属するものを除く。)

(7) 機械及び電気設備に関する事。

(8) 防災行政無線通信設備の保守管理に関する事。

(9) 営繕に関する事。

配水課

(1) 導、送水管 (他の所管に属する

ものを除く。)及び配水管(工業用水道の配水管を含む。)の維持、改良工事に関すること。

(2)～(14) [略]

(15) 危機管理対応の調整に関する
こと。

ものを除く。)及び配水管の維持、改良工事に関すること。

(2)～(14) [略]

営業課

(1) お客さまサービスの向上策の企画及び推進に関する
こと。

(2) 営業に関する調査・指導及び業務改善に関する
こと。

(3) 営業に関するシステムに関する
こと。

(4) 車両の保険及び整備の指導に
関すること。

(5) 水道料金その他収入金の徴収及び還付(他の所管に属するものを除く。)
に関する
こと。

(6) 使用水量の査定及び調査に
関すること。

(水道局事業所規程の一部改正)

第2条 神戸市水道局事業所規程(平成24年3月水道管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																														
<p>(事業所の設置及び分類)</p> <p>第2条 事業所を次の表のとおり設置し、第2類、第3類に区分する。</p> <table border="1" data-bbox="233 705 791 1010"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所属</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄水統括事務所</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上ヶ原浄水事務所</td> <td>浄水統括</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>千苅浄水事務所</td> <td>事務所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>(<u>浄水統括事務所</u>の事務分掌)</p> <p>第3条 <u>浄水統括事務所</u>の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>導、送、貯、浄、配、工業用水施設（他の所管に属する施設を除く。）の維持、改良工事に関すること。</u></p> <p>(8) <u>機械及び電気設備に関すること。</u></p> <p>(9) <u>防災行政無線通信設備の保守管理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>営繕に関すること。</u></p> <p>(センターの事務分掌)</p>	名称	所属	区分	浄水統括事務所	[略]	[略]	[略]			上ヶ原浄水事務所	浄水統括	[略]	千苅浄水事務所	事務所		<p>(事業所の設置及び分類)</p> <p>第2条 事業所を次の表のとおり設置し、第2類、第3類に区分する。</p> <table border="1" data-bbox="842 705 1401 1010"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所属</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄水管理センター</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上ヶ原浄水事務所</td> <td>浄水管理</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>千苅浄水事務所</td> <td>センター</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>(<u>浄水管理センター</u>の事務分掌)</p> <p>第3条 <u>浄水管理センター</u>の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(センターの事務分掌)</p>	名称	所属	区分	浄水管理センター	[略]	[略]	[略]			上ヶ原浄水事務所	浄水管理	[略]	千苅浄水事務所	センター	
名称	所属	区分																													
浄水統括事務所	[略]	[略]																													
[略]																															
上ヶ原浄水事務所	浄水統括	[略]																													
千苅浄水事務所	事務所																														
名称	所属	区分																													
浄水管理センター	[略]	[略]																													
[略]																															
上ヶ原浄水事務所	浄水管理	[略]																													
千苅浄水事務所	センター																														

第5条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 導、送水管（他の所管に属するものを除く。）及び配水管（工業用水の配水管を含む。）の維持、改良工事に関すること。

(2)～(6) [略]

（上ヶ原浄水事務所の事務分掌）

第6条 [略]

2 上ヶ原浄水事務所の事務分掌は次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 基幹施設整備工事の施行（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

（千苺浄水事務所の事務分掌）

第7条 [略]

2 [略]

（所長等）

第8条 浄水統括事務所、水質試験所、センター、上ヶ原浄水事務所及び千苺浄水事務所に所長を置く。

2～6 [略]

第9条 前条に定める所長等は、業務等の見直しに関して、当該センターにおいて必要となる取組みや調整等を行う。

第5条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 導、送水管（他の所管に属するものを除く。）及び配水管の維持、改良工事の施行に関すること。

(2)～(6) [略]

（上ヶ原浄水事務所の事務分掌）

第6条 [略]

2 上ヶ原浄水事務所の事務分掌は次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

（千刈浄水事務所の事務分掌）

第7条 [略]

2 [略]

（所長等）

第8条 浄水管理センター、水質試験所、センター、上ヶ原浄水事務所及び千苺浄水事務所に所長を置く。

2～6 [略]

第9条 前条に定める所長等は、業務改革推進本部における業務等の見直しに関して、当該センターにおいて必要となる取組みや調整等を行う。

(水道局水道技術管理者の設置等に関する規程の一部改正)

第3条 神戸市水道局水道技術管理者の設置等に関する規程(平成27年3月水道管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
法第19条第2項各号に掲げる事務	水道技術管理補助者	法第19条第2項各号に掲げる事務	水道技術管理補助者
第1号に掲げる事務	水道局浄水統括事務所担当部長、水道局センター(神戸市水道局事業所規程(平成24年3月水道管理規程第2号)第2条第2項に規定するセンターをいう。)の所長	第1号に掲げる事務	水道局浄水管理センター担当部長、水道局東部センター、北センター及び垂水センターの所長並びに水道局中部センター及び西部センターのセンター担当課長
第2号に掲げる事務	水道局浄水統括事務所担当部長及び水道局技術管理担当課長	第2号に掲げる事務	水道局浄水管理センター担当部長及び水道局施設課長

[略]	[略]	[略]	[略]
第4号に掲げる事務	水道局浄水統括事務所担当部長及び水道局水質試験所長	第4号に掲げる事務	水道局浄水管理センター担当部長及び水道局水質試験所長
第5号に掲げる事務	水道局浄水統括事務所担当部長	第5号に掲げる事務	水道局浄水管理センター担当部長
第6号に掲げる事務	水道局浄水統括事務所担当部長	第6号に掲げる事務	水道局浄水管理センター担当部長
第7号に掲げる事務	水道局技術管理担当課長及び水道局配水課長	第7号に掲げる事務	水道局施設課長及び水道局配水課長

(水道局副局長等専決規程の一部改正)

第4条 水道局副局長等専決規程（昭和35年7月水道管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表第2

財務関係事務

決裁区分	副局長	副局長 (水道技術管理者)	局長 (※印)	担当部長 (※印)	監理担当課長 (※印)	課長、担当課長 (※印)	第2類事業所 長共通 (※印)	第3類事業所 長共通 (※印)	備考
決裁事項	調達	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(1) [略]
	決定 契約	[略]	[略]	[略]	[略]	①～③ [略]	①～④ [略]	①～④ [略]	(2) 施設課長、配水課長、送水管理担当課長、東部センター、北センター及び垂水センターの所長、中部センター及び西部センターのセンター長並びに工事担当課長が水道事業

改正後

別表第2

財務関係事務

決裁区分	副局長	副局長 (水道技術管理者)	局長 (※印)	担当部長 (※印)	経営企画課長 (※印)	課長、担当課長 (※印)	第2類事業所 長共通 (※印)	第3類事業所 長共通 (※印)	備考
決裁事項	調達	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(1) [略]
	決定 契約	[略]	[略]	[略]	[略]	①～③ [略]	①～④ [略]	①～④ [略]	(2) 配水課長、技術管理担当課長、送水管理担当課長、工事担当課長、東部センター、北センターの部長並びに東部センター、中部センター、北センターの部長、西部センター及び垂水センターの部長が水道事業の貯蔵品

権利の取得の契約 請負	工事・製造	施行決定	[略]	[略]	[略]	2,000万円以下	[略]	[略]	[略]	(1) [略] (2) 契約の項における副局長及び監理担当課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。
		契約	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(1) [略] (2) 契約の項における副局長及び監理担当課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。
権利の取得の契約 売却	その他	決定	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(1) [略] (2) 契約の項における副局長及び監理担当課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 (3) [略] (4) 「単価協定事項」については、 <u>監理</u>
		契約	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(1) [略] (2) 契約の項における副局長及び監理担当課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 (3) [略] (4) 「単価協定事項」については、 <u>監理</u>
権利の取得の契約 売却	その他	決定	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(1) [略] (2) 契約の項における副局長及び監理担当課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 (3) [略] (4) 「単価協定事項」については、 <u>監理</u>
		契約	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(1) [略] (2) 契約の項における副局長及び監理担当課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 (3) [略] (4) 「単価協定事項」については、 <u>監理</u>

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
その 他の 契約 事務	40日以 下	30日以 下	設計・仕 様の一部 変更	※(副 局長 (水道長 技術管 理者)※(担 当課 20%以 下	※(課 長及び 担当課 20%以 下又は 100万 円以下	(1) 設計・ 仕様の一部 変更の項 中、() 内は、原契 約の決裁区 分を、数字 は、その契 約金額に対 する変更の 割合又は金 額を示す。 (2) 金額 は、変更に 伴う差額を 示す (3) 東部セ ンター、北 センター及 び垂水セン ターの所 長、中部セ ンター及び 西部センタ ーのセンタ ー担当課長 並びに工事 担当課長の 決定事項
その 他の 契約 事務	40日以 下	30日以 下	設計・仕 様の一部 変更	※(課 長及び 担当課 20%以 下 ※(課 長及び 担当課 20%を 超える ものか も	※(課 長及び 担当課 20%以 下 ※(課 長及び 担当課 20%を 超える ものか も	(1) 設計・ 仕様の一部 変更の項 中、() 内は、原契 約の決裁区 分を、数字 は、その契 約金額に対 する変更の 割合又は金 額を示す。 (2) 金額 は、変更に 伴う差額を 示す (3) 東部セ ンター、北 センター及 び垂水セン ターの所 長、中部セ ンター及び 西部センタ ーのセンタ ー担当課長 並びに工事 担当課長の 決定事項

<p>は、施工依頼課長に合議すること。 (4) 契約の項における副局長及び監理担当課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。</p>	<p>3億円以下</p>	<p>（副局長（水道技術長）管理全て者）※（担当課長）及び担当20%を</p>	<p>① 2億円以下 ② 全て（電気使用料）</p>	<p>※（課長及び担当課長） ※（課長）</p>	<p>※（課長及び担当課長） ※（課長）</p>	<p>※（課長及び担当課長） ※（課長）</p>
---	--------------	---	--------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

金・
交付金・奨励金その他
これらに類するもの

に対する負担
金・補助金・
交付金・奨励
金その他これ
らに類するも
の（以下「負
担金等」とい
う。）の金額
を一の決裁に
より決定した
場合におい
て、当該負担
金等のうち一
部のものに係
る金額を変更
するとき（変
更後の当該負
担金等の総額
が変更前の当
該負担金等の
総額を下回る
ときに限
る。）の決裁
区分は、変更
後の個々の負
担金等の額に
基づくものと
する。この場
合において、
当該決裁区分

交付金・奨励金その他
これらに類するもの

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

別表第3

その他の事務

区分	決裁事項
副局長共通	[略]
副局長 (水道技術管理者を除く。)	1 水量の認定に関する <u>こと。(定標準によらないもの。)</u> 2 給水停止に関する <u>こと。</u>
副局長 (水道技術管理者)	<u>給水装置工事費等資金融資に関すること。</u>
担当部長 共通(浄水統括事務所長、	[略]

別表第3

その他の事務

区分	決裁事項
副局長共通	[略]
副局長 (水道技術管理者)	1 水量の認定に関する <u>こと。(定標準によらないもの。)</u> 2 <u>給水装置工事費等資金融資に関すること。</u>
担当部長 共通(浄水管理センター所	[略]

中部センター所長及び西部センター所長を含む)		長、中部センター所長及び西部センター所長を含む)	
[略]	[略]	[略]	[略]
経営企画課長	1～3 [略] 4 落札人の決定に関する <u>こと。</u>	経営企画課長	1～3 [略]
[略]	[略]	監理担当課長	落札人の決定に関する <u>こと。</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
総務事務担当課長	[略]	総務事務担当課長	[略]
営業課長	1 業務統計に関すること。 2 水道条例等水道事業関係諸条例に係る軽易な事件の調査及び処理に関すること。		
料金担当課長	1 水量の認定に関すること。(定標準によるもの。) 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の5に基づく徴収停止及び第171条の6に基		

	づく履行延期の特約等に関すること。		
技術管理 担当課長	貯、浄、配水施設（配水課の所管に属する施設を除く。）の修理に関すること。	施設課長	1 貯、浄、配水施設（配水課の所管に属する管を除く。）の修理に関すること。 2 建物修繕の施工に関すること。
[略]	[略]	[略]	[略]
設備担当課長	貯、浄、配水施設（配水課の所管に属する施設を除く。）の設備の修理に関すること。	営業担当部長	1 軽易又は定例な証明に関すること。 2 軽易又は定例な行政財産の使用許可その他管理に関すること。 3 公文書の公開に係る軽易な事項に関すること。 4 個人情報の開示、訂正、削除その他個人情報の保護に係る軽易な事項に関すること。 5 水量の認定に関すること。 6 給水停止に関すること。 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の5に基づく徴収停止及び第171条の6に基

営繕担当課長	建物修繕の施工に関する こと。
[略]	[略]
東部センター所長、中部センター所長、北センター所長、西部センター	[略]

	づく履行延期の特約等に関する こと。 8 その他前各号に準ずる 事項に関する こと。
営業課長	1 業務統計に関する こと。 2 水道条例等水道事業関係諸 条例に係る軽易な事件の調査 及び処理に関する こと。
担当課長（料金担当）	1 水量の認定に関する こと。（定標準によるもの。） 2 地方自治法施行令（昭和22 年政令第16号）第171条の 5に基づく徴収停止及び第171 条の6に基づく履行延期の特約 等に関する こと。
[略]	[略]
東部センター所長及び北センター所長、垂水センター所長並びに中部セ	[略]

一 所長及 び垂水セ ンター所 長		ンター及 び西部セ ンターの 担当課長	
[略]	[略]	[略]	[略]

(管理職手当の支給に関する規程の一部改正)

第5条 管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月水道管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
職	支給額	支給区分	職	支給額	支給区分
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
課長、担当課長、センター所長（管理者が定める者を除く）、 <u>浄水統括事務所長</u> （管理者が定める者を除く）、 <u>水質試験所長</u>	[略]	[略]	課長、担当課長、センター所長（管理者が定める者を除く）、 <u>浄水管理センター所長</u> （管理者が定める者を除く）、 <u>水質試験所長</u>	[略]	[略]

備考	備考
1～4 [略]	1～4 [略]

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水道局分課規程、神戸市水道局事業所規程、神戸市水道局水道技術管理者の設置等に関する規程、水道局副局長等専決規程及び管理職手当の支給に関する規程の規定は令和4年4月1日から適用する。

神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年4月21日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第4号

神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

神戸市水道局職員安全衛生委員会規程（昭和63年3月水道管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（調査審議事項）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、水道事業管理者（以下「管理者」という。）に意見を述べることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 委員会の運営並びに規程の改正 <u>（組織改正及び人事異動に伴う改正を除く。）</u>及び廃止に関すること。</p> <p>(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">（組織）</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員を</p>	<p style="text-align: center;">（調査審議事項）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、水道事業管理者（以下「管理者」という。）に意見を述べることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 委員会の運営並びに規程の改正及び廃止に関すること。</p> <p>(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">（組織）</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員を</p>

もって組織する。

(1)、(2) [略]

(3)、(4) [略]

(5) [略]

(6) 料金担当課長

(7) 技術企画課長

(8) 第12条第1項に定めるブロック

委員会の委員長

(9)、(10) [略]

(組織)

第11条 ブロック委員会の名称、構成する職場委員会、担当課及び委員長は、別表第1に定めるとおりとする。

2 [略]

(ブロック委員会の委員長)

第12条 [略]

2 ブロックの委員長は、前条第2項第1号に定める者とし、別表第1に定める者をもつて充てるものとする。

3～5 [略]

別表第1 ブロック安全衛生委員会

委員会	構成する職場安	担当	委員
-----	---------	----	----

もって組織する。

(1)、(2) [略]

(3) 営業担当部長

(4) 第12条第1項に定めるブロック

委員会の委員長

(5)、(6) [略]

(7) 政策調整課長

(8) [略]

(9)、(10) [略]

(組織)

第11条 ブロック委員会の名称、構成する職場委員会及び担当課は、別表第1に定めるとおりとする。

2 [略]

(ブロック委員会の委員長)

第12条 [略]

2 ブロックの委員長は、前条第2項第1号に定める者とし、別表第1に定める担当課の課長をもつて充てるものとする。

3～5 [略]

別表第1 ブロック安全衛生委員会

委員会	構成する職場安	担当
-----	---------	----

の名称	全衛生委員会	課	長
センター ブロック安 全衛生 委員会	[略]	[略]	配水 課長
浄水ブ ロック 安全衛 生委員 会	浄水統括事務所 安全衛生委員会 上ヶ原浄水事務 所安全衛生委員 会 千苺浄水事務所 安全衛生委員会 水質試験所安全 衛生委員会	浄水 統括 事務 所	浄水 統括 事務 所長

の名称	全衛生委員会	課
センター ブロック安 全衛生 委員会	[略]	[略]
浄水ブ ロック 安全衛 生委員 会	浄水管理センタ ー安全衛生委員 会 上ヶ原浄水事務 所安全衛生委員 会 千苺浄水事務所 安全衛生委員会 水質試験所安全 衛生委員会	施設 課

別表第2 職場安全衛生委員会

委員会の名 称	構成する事業所 等	委員長
東部センタ ー安全衛生 委員会	[略]	所属長
中部センタ ー安全衛生 委員会	[略]	所属長
北センター 安全衛生委 員会	[略]	所属長

別表第2 職場安全衛生委員会

委員会の名 称	構成する事業所 等	委員長
東部センタ ー安全衛生 委員会	[略]	所長
中部センタ ー安全衛生 委員会	[略]	センタ ー担当 課長
北センター 安全衛生委 員会	[略]	所長

西部センター 一安全衛生 委員会	[略]	所属長	西部センター 一安全衛生 委員会	[略]	センター 一担当 課長
垂水センター 一安全衛生 委員会	[略]	所属長	垂水センター 一安全衛生 委員会	[略]	所長
浄水統括事 務所安全衛 生委員会	浄水統括事務所	所属長	上ヶ原浄水 事務所安全 衛生委員会	上ヶ原浄水事務 所	所長
浄水統括事 務所安全衛 生委員会	浄水統括事務所	所属長	浄水管理セ ンター安全 衛生委員会	浄水管理センタ ー	工事担 当課長
上ヶ原浄水 事務所安全 衛生委員会	上ヶ原浄水事務 所	所長	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
本局安全衛 生委員会	経営企画課 技術企画課 配水課（本庁に勤 務する職員）	[略]	本局安全衛 生委員会	経営企画課 政策調整課 営業課 配水課 施設課 ※上記の所属で、 本庁に勤務する 職員	[略]
中部庁舎安 全衛生委員 会	営業課 配水課（中部庁舎 に勤務する職員）	営業課 長	中部庁舎安 全衛生委員 会	営業課 配水課 ※上記の所属で、 中部庁舎に勤務	営業担 当部長

<p>備考</p> <p>所属長とは、神戸市水道局公文書管理規程（平成14年3月水道管理規程第12号）第3条第4号に規定する所管課長をいう。</p>	<p>する職員</p>
--	-------------

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

神戸市水道局電子署名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年4月25日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

神戸市水道管理規程第5号

神戸市水道局電子署名規程の一部を改正する規程

神戸市水道局電子署名規程（平成25年12月水道管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 電子署名カード 半導体集積回路を一体として組み込んだカードであって、個人識別番号を格納した電磁的記録に係る記録媒体をいう。</p> <p>(5) <u>カード型電子署名管理者</u> 電子署名カードの保管及び使用の管理</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 電子署名カード 半導体集積回路を一体として組み込んだカード <u>(以下「ICカード」という。)</u> であって、個人識別番号を格納した電磁的記録に係る記録媒体をいう。</p> <p>(5) <u>カード管理者</u> 電子署名カードの保管及び使用の管理を行う者を</p>

を行う者であって、電子署名カード
による電子署名を行うものをいう。

(6) 非カード型電子署名管理者 神
戸市水道局公文書管理規程第3条
第4号に規定する所管課長又は担
当課長であって、その所管に係る
次条ただし書きに規定する他の方
法(電子署名カードにより行うもの
を除く。)による電子署名を行うも
のをいう。

(電子署名)

第3条 電子署名は、組織認証局が発
行する電子署名カードにより行うも
のとする。ただし、特別の用途に用
いる場合であって、水道局経営企画
課長(以下「経営企画課長」という。)
を経由して水道事業管理者(以下「管
理者」という。)の承認を得たもの
については、他の方法により電子署
名を行うことができる。

(電子署名カード)

第4条 電子署名カードにより行う電
子署名に用いる職名等及び当該電子
署名カードに係るカード型電子署名
管理者は、別表のとおりとする。た
だし、管理者が認めた場合は、この

いう。

(電子署名)

第3条 電子署名は、組織認証局が発
行する電子署名カードにより行うも
のとする。ただし、特別の用途に用
いる場合であって、水道局経営企画
課長(以下「経営企画課長」という。)
を経由しての水道事業管理者(以下
「管理者」という。)の承認(次条
において「管理者の承認」という。)
を得たものについては、他の機関が
発行する電子署名カードを用いて電
子署名を行うことができる。

(電子署名カード)

第4条 電子署名に用いる職名等及び
当該電子署名に係るカード管理者
は、別表のとおりとする。ただし、
管理者の承認を得たものは、この限
りでない。

限りでない。

2 別表左欄に掲げる職にある職員

(以下この項において「被代行職員」という。)に事故があるためその事務を代行する職員及び被代行職員が欠けたためその事務を取り扱う職員は、被代行職員の電子署名を使用することができる。

(電子署名カードの交付等)

第5条 別表右欄に掲げる者は、電子署名カードの交付を受けようとするときは、組織認証局が指定する様式により、経営企画課長に申請しなければならない。電子署名カードを更新しようとするときも、同様とする。

2 経営企画課長は、電子署名カードを交付するときは、当該電子署名カードを管理台帳に登録の上、カード型電子署名管理者に交付しなければならない。

3 カード型電子署名管理者は、毎年7月1日に経営企画課長にその保管する電子署名カードの名称、数量等を報告しなければならない。

(電子署名カードの管理)

第6条

(電子署名カードの交付等)

第5条 別表右欄に掲げる者は、電子署名カードの交付を受けようとするときは、電子署名カード用のICカードを添えて、書面により管理者に申請しなければならない。電子署名カードを更新しようとするときも、同様とする。

2 経営企画課長は、電子署名カードを交付するときは、当該電子署名カードを管理台帳に登録の上、カード管理者に交付しなければならない。

3 カード管理者は、毎年7月1日経営企画課長にその保管する電子署名カードの名称、数量等を報告しなければならない。

(電子署名カードの管理)

第6条 電子署名カードの保管、使用その他の事務については、神戸市水

電子署名カードは、保管場所外に持ち出してはならない。

2 カード型電子署名管理者は、電子署名カードを使用しないときは、当該電子署名カードを堅固な容器に入れて鍵をかけなければならない。

3 カード型電子署名管理者は、電子署名カード及び個人識別番号を厳重に管理し、盗難、漏えい等により他人に使用されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(非カード型電子署名に係る届出)

第7条 非カード型電子署名管理者は、第3条ただし書きの規定により他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）を行うこととなったときは、あらかじめ、別に定める所要事項を経営企画課長に届け出なければならない。

2 経営企画課長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を管理台帳に登録しなければならない。

道局公文書管理規程第6条に規定する公文書主任（以下単に「公文書主任」という。）がカード管理者の指示により行わなければならない。

2 電子署名カードは、保管場所外に持ち出してはならない。

3 公文書主任は、電子署名カードを使用しないときは、当該電子署名カードを堅固な容器に入れてかぎをかけなければならない。

4 公文書主任は、電子署名カード及び個人識別番号を厳重に管理し、盗難、漏えい等により他人に使用されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(電子署名カードの使用)

第7条 公文書主任は、電子署名カードを使用するときは、電子署名を行う電磁的記録が決裁文書その他の証拠書類と相違ないことを確認しなければならない。

2 公文書主任は、起案者又は文書取扱者に電子署名使用簿に所要事項を記載させた後、電子署名カードを使用するものとする。

3 公文書主任が不在の場合は、カー

(非カード型電子署名管理者)

第8条 第3条ただし書きに規定する他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）は、管理者が特に認める場合は、第2条第6号の規定にかかわらず、非カード型電子署名管理者以外の者が行うことができる。

2 非カード型電子署名管理者に事故があるとき、又は非カード型電子署名管理者が欠けたときは、その所管の係長又は担当係長がその事務を代行することができる。

3 前項の場合において、副局長又は担当部長は、非カード型電子署名管理者の事務を代行させようとするときは、あらかじめ代行させようとする者の職及び氏名を経営企画課長に届け出なければならない。

(電子署名使用簿等)

ド管理者があらかじめ定める者に電子署名カードを使用させることができる。

4 やむを得ない理由により、電子署名カードを執務時間以外の時間に使用しようとするときは、あらかじめカード管理者の承認を受けなければならない。

(職務代行等の場合の電子署名)

第8条 管理者に事故があるためその事務を代行する職員及び管理者が欠けたためその事務を取り扱う職員は、管理者の電子署名を使用することができる。

(電子署名カードに係る事故報告)

第9条 カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、電子署名を行うときは、当該電子署名を行う電磁的記録に係る決裁文書の起案者に電子署名使用簿に所要事項を記録させなければならない。

2 カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、電子署名を行うときは、当該電子署名を行う電磁的記録が決裁文書その他の証拠書類と相違ないことを確認しなければならない。

(電子署名に係る事故報告)

第10条 カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、個人識別番号を亡失したとき、電子署名カードの紛失又は盗難があったとき、電子署名が不正に行われ、又は不正に行われる可能性がある状態に

第9条 カード管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、管理者に書面により報告しなければならない。

- (1) 個人識別番号の亡失により電子署名カードが使用できなくなったとき。
- (2) 電子署名カードが破損したことにより使用できなくなったとき。
- (3) 電子署名カードについて盗難、紛失その他の事故があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、電子署名カードが不正に使用され、又は不正に使用される可能性がある状態になったとき。

(電子署名カードの廃止)

第10条 カード管理者は、前条各号に該当するとき又は電子署名カードを廃止しようとするときは、書面により管理者に申請しなければならない。

2 廃止した電子署名カードは、遅滞

なったときその他電子署名に係る事故があったときは、直ちに、経営企画課長に報告しなければならない。

(電子署名の廃止)

第11条 電子署名カードの使用を廃止する場合及び第3条ただし書きに規定する他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）を行わないこととする場合は、別に定める様式により、経営企画課長に届け出なければならない。

第12条 [略]

別表（第4条関係）

電子署名カードにより行う	当該電子署名に係るカード型電子署名管理者
電子署名に用いる職名等	
[略]	[略]
水道事業管理者（各事務専用）	[略]
課長又は事業所長	各事務主管課の長（当該事務を掌理する担当課長を含む。）

なく、経営企画課長に返却しなければならない。

第11条 [略]

別表（第4条、第5条関係）

電子署名に用いる職名等	当該電子署名に係るカード管理者
[略]	[略]
水道事業管理者（各事務専用）	[略]

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

交 通 局

神戸市交通局契約事務手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第1号

神戸市交通局契約事務規程の一部を改正する規程

神戸市交通局契約事務手続規程（昭和39年8月24日交規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（契約の手続）</p> <p>第34条 専決契約を行う場合は、起案書、または次の各号に定める書面により必要な事項を記載のうえ、決裁を経て行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第33条第1項2号及び3号については、<u>物品購入等発注書又は消耗品調達システムにより行うものとする。</u>ただし、<u>物品購入等発注書又は消耗品調達システム</u>による発注が困難であると認められる契約につい</p>	<p style="text-align: center;">（契約の手続）</p> <p>第34条 専決契約を行う場合は、起案書、または次の各号に定める書面により必要な事項を記載のうえ、決裁を経て行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第33条第1項2号及び3号については、物品購入等発注書。ただし、<u>この書面</u>による発注が困難であると認められる契約についてはこの限りでない。</p>

てはこの限りでない。

(3) [略]

(完成検査の結果報告等)

第34条の6 物品等検査員は、完成検査を行った結果、合格と認めたときは、速やかに、前条の規定により提出させた履行届に検査合格年月日その他の必要事項を記載し、並びに検査員及び立会人が記名押印した検査合格報告書を作成するものとし、並びに主管課長は、作成された書類を主管課において保存するものとする。ただし、検査員が必要と認めた場合は、検査合格報告書によることができる。

2 [略]

(納品書の提出)

第34条の7 主管課長は、専決契約により物品購入又は物品賃借の契約を締結した場合において供給人が物品を納入したときは、納品書（様式は問わないが、次に掲げる事項その他の必要な事項を記載したものに限り。）を提出させるものとする。ただし、納品書の提出が困難であると認めるとき又は消耗品調達システムによる発注を行ったときは、この限りでない。

(3) [略]

(完成検査の結果報告等)

第34条の6 物品等検査員は、完成検査を行った結果、合格と認めたときは、速やかに、検査合格報告書を作成するものとし、及び主管課長は、作成された書類を主管課において保存するものとする。

2 [略]

(納品書の提出)

第34条の7 主管課長は、専決契約により物品購入又は物品賃借の契約を締結した場合において供給人が物品を納入したときは、納品書（様式は問わないが、次に掲げる事項その他の必要な事項を記載したものに限り。）を提出させるものとする。ただし、納品書の提出が困難であると認めるときは、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(納入検査の結果報告等)

第34条の8 物品等検査員は、納入検査を行った結果、合格と認めたときは、速やかに、前条の規定により提出させた納品書に検査合格年月日その他の必要事項を記載し、並びに検査員及び立会人が記名押印した納品検査調書を作成するものとする。ただし、検査員が必要と認めた場合は、納品検査調書によることができる。

2 前項の規定による書類の作成（いづれも消耗品調達システムにより発注を行った物品購入契約に係るものに限る。）は、物品検査員が納入検査の結果を消耗品調達システムに記録する方法により行うことができるものとする。この場合において、消耗品調達システムに記録する方法により行われた書類の作成については、書面等（神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年12月条例第34号）第2条第3号に規定する書面等をいう。）により行われたものとみなして、この訓令の規定を適用する。

3 物品等検査員は、納入検査を行っ

(1)～(6) [略]

(納入検査の結果報告等)

第34条の8 物品等検査員は、納入検査を行った結果、合格と認めたときは、速やかに、納品検査調書を作成するものとする。

2 物品等検査員は、納入検査を行っ

た結果、合格と認めないときは、その理由及び供給人に指示した事項を
主管課長へ報告するものとする。

た結果、合格と認めないときは、その理由及び供給人に指示した事項を
主管課長へ報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

